個人情報保護法等改正の動向

弁護士・ひかり総合法律事務所 板倉陽一郎

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒,2004年京都大学 大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了, 2007年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。弁 護士(ひかり総合法律事務所)。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向(消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官)。
- 情報ネットワーク法学会理事,情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会幹事。経済開発協力機構(OECD)情報セキュリティ・プライバシー作業部会(WPISP)(現・デジタル経済におけるセキュリティ及びプライバシー作業部会(WPSPDE))日本代表団,経済産業省・パーソナルデータの利活用に関する事前相談評価有識者委員,消費者庁・個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査委員会委員等を歴任。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

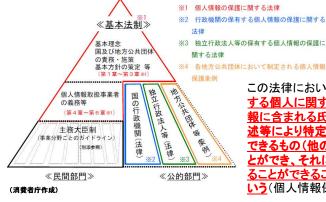
資料の構成

- 0.前提
 - 0.1.個人情報保護法の概説
- 0.2.「ビッグデータ」 1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し
 - 1.1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針
 - 1.2.制度見直し方針後の検討状況
 - 1.3.技術検討ワーキンググループ 報告書
 - 1.4.パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
 - 1.5.パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)
- 1.6.大綱に対する消費者委員会意見, パブリックコメント 2.データ保護に関する海外動向
 - 2.1.欧州(欧州連合及び欧州評議会)
 - 2.2.米国
 - 2.3.OECD
- 3.今後のスケジュール等
- 参考文献

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

0.1. 個人情報保護法の概説

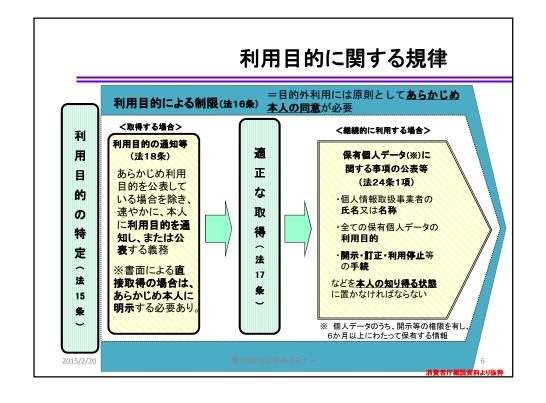
個人情報保護に関する法体系イメージ

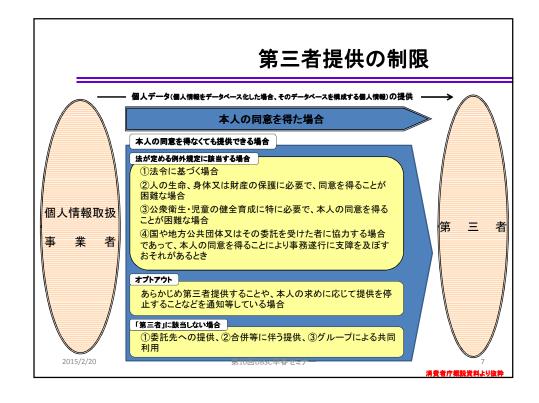


この法律において「個人情報」とは、生存 する個人に関する情報であって、当該情 <u>報に含まれる氏名、生年月日その他の記</u> 述等により特定の個人を識別することが できるもの(他の情報と容易に照合するこ とができ、それにより特定の個人を識別す いう(個人情報保護法2条1項)

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

個人情報取扱事業者とは 基本理念 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであ ることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(法3条) <u>義 務 規 定 (法第4章~)</u> 般私人 個人情報取扱事業者 (事業の用に供しない者) 5,000人分を超える※個人情報を データベース化してその事業活 動に利用している者(施行令2条) ■ 左記以外の事業者 ※過去6か月間に一度でも超えていれば該当。 第10回DBSC早春セミナー 2015/2/20 消費者庁概説資料より抜





安全管理措置義務等

〇 個人データの内容の正確性の確保 (法19条)

利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保するよう努めることが必要。

- ★具体的な措置(例)
 - ・個人データ入力時の照合·確認手続の整備 ・保存期間の設定 等
- ・記録事項の更新

O 安全管理措置 (法20条)

個人データの漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置を講じることが必要。

- ★具体的な措置(例)
- ・セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・事業者内部の責任体制の確保(個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等)等
- O 従業者·委託先の監督 (法21-22条)

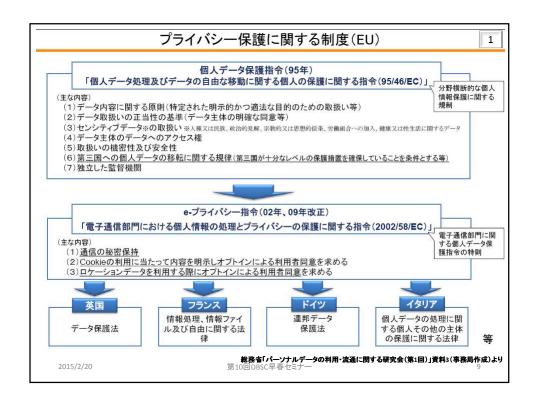
個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

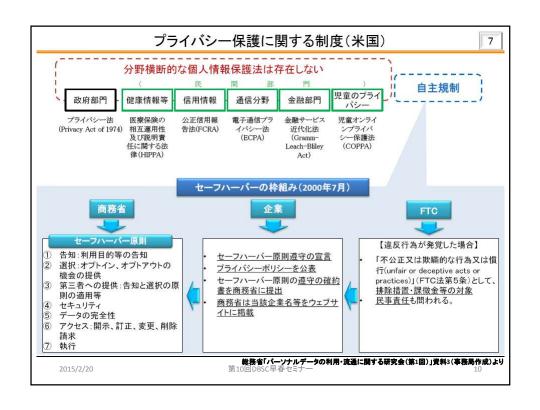
- ★具体的な措置(例)
- ・個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・個人情報保護措置の委託契約への明記
- ・再委託の際の監督責任の明確化 等

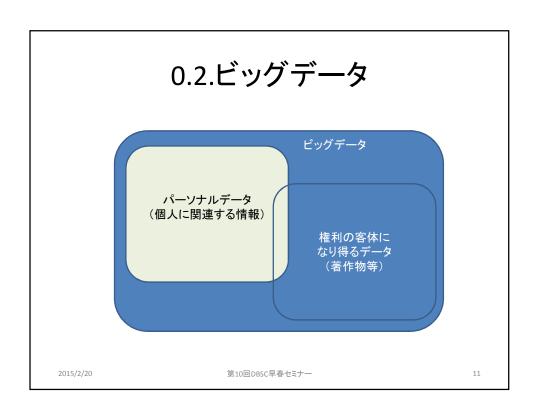
015/2/20

第10回DRSC早春セミナー

消費者庁概説資料より抜粋











1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し (1)個人情報保護法成立から消費者委員会報告書まで

- 成立, 施行
 - 2003年5月 個人情報保護関係5法(個人情報保護法, 行政機関個人情報保護法, 独立行政法人等個人情報保護法等)成立
 - 2005年4月 個人情報保護法全面施行
- 内閣府
 - 2007年6月 第20次国民生活審議会 個人情報部会 「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」<mark>→「基本方針」改正</mark>
- 消費者庁(内閣府から移管)
 - 2011年7月 第1次消費者委員会 個人情報保護専門調査会「個人情報保護専門調査会報告書~個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題~」→第2次以降では専門調査会設置されず
- <u>個人情報保護法は成立してから一度も正面から改正されて来なかった。</u>

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 14

1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し(2)総務省,経産省の検討+規制改革系の動き

総務省

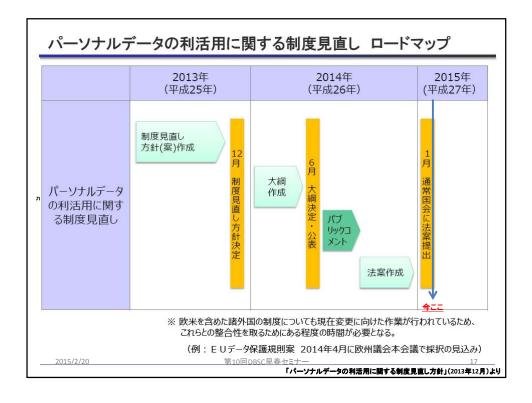
- 2010年5月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言→ライフログ, 行動ターゲティング広告
- 2012年8月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン プライバシー イニシアティブ ー利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーションー」→スマートフォンにおける個人に関する情報の取扱い等
- 2013年6月 パーソナルデータの利用・流通に関する研究会「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書 ~パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策~」→「パーソナルデータ」についての包括的な検討
- 経産省
 - 2013年5月 IT融合フォーラムパーソナルデータワーキンググループ報告書「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」→同意取得の方法等の検討
- 規制改革(内閣府行政刷新会議及び規制改革会議)
 - 2013年6月 規制改革会議「規制改革に関する答申~経済再生への突破口 ~」→「いわゆる匿名化された情報の個人情報保護法上の取扱いの明確 化」

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 15

1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し (3)内閣官房IT総合戦略本部決定に至るまで

- 内閣官房IT総合戦略本部
 - 2013年6月 「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)
 - 2013年9月 「パーソナルデータに関する検討会」設置(座長:堀部政 男ー橋大学名誉教授)(2013年12月まで5回開催)
 - 2013年9月 「技術検討ワーキンググループ」設置(主査:佐藤一郎国 立情報学研究所教授)(2013年12月まで4回開催)
 - 2013年12月 <u>「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」</u> <u>(本部決定)</u>
 - 技術検討ワーキンググループ「報告書」「今後の検討課題」
- 「本方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速させる。 検討結果に応じて、平成26年(2014年)6月までに、法改正の内容 を大綱として取りまとめ、平成27年(2015年)通常国会への法案提 出を目指すこととする。」とのスケジュールが示された。

 2015/2/20
 第10回DBSC早春セミナー
 16



1.1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

- ፲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣
- Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性
 - 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し、
 - 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
 - 3. グローバル化に対応する見直し
- Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項
 - 1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備
 - 2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータ の個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い
 - 3. 国際的な調和を図るために必要な事項
 - 4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項
- IV 今後の進め方

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

1.2.制度見直し方針後の検討状況

- 第6回(2014年3月27日)
 - 論点提示
 - 第三者機関について→主務大臣の権限移譲
- 第7回(2014年4月16日)
 - 「個人情報」等の定義→「(仮称)準個人情報」「(仮称)個人特定性低減データ」「機微情報」等
- 第8回(2014年4月24日)
 - 「個人情報」等の定義(続)
 - 域外適用·越境執行協力·国外移転制限等
- 第9回(2014年5月20日)
 - 事業者等ヒアリング→「個人情報」等の定義に議論集中
 - 技術検討WG中間報告

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 19

1.2.制度見直し方針後の検討状況 (続)

- 第10回(2014年5月29日)
 - オプトアウト,名簿屋
 - 技術検討WG報告書
 - 「基本的な考え方」, 論点整理表
- 第11回(2014年6月9日)
 - 大綱案(事務局案)
- 第12回(2014年6月17日)
 - 大綱案(検討会案)→検討会決定
- IT総合戦略本部決定(2014年6月24日)
- パブリックコメント(2014年6月25日~7月24日, 結果2014年10月7日)

 2015/2/20
 第10回DBSC早春セミナー
 20

1.2.制度見直し方針後の検討状況 (続続)

- 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会
 - 第1回(2014年7月31日)~第8回(2014年11月11日)
 - ・「中間的な整理」(2014年11月21日)
 - 第9回(2014年11月28日)~第12回(2014年12月25日)
 - ・「中間的な整理」その2(2015年1月30日)
- 第13回(2014年12月19日)
 - 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」
- 自民党政務調査会内閣部会・消費者問題調査会・IT戦略特命委員会 - 「個人情報保護法改正に関する提言」(2015年2月12日)
- 法案提出(2015年1月~通常国会)(予定)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

21

大綱

パーソナルデータの利活用に関する制度改正について

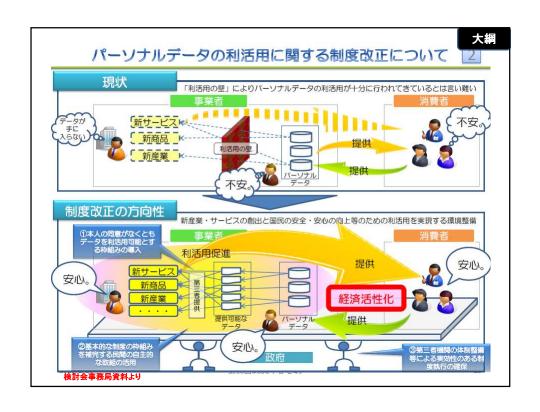
1

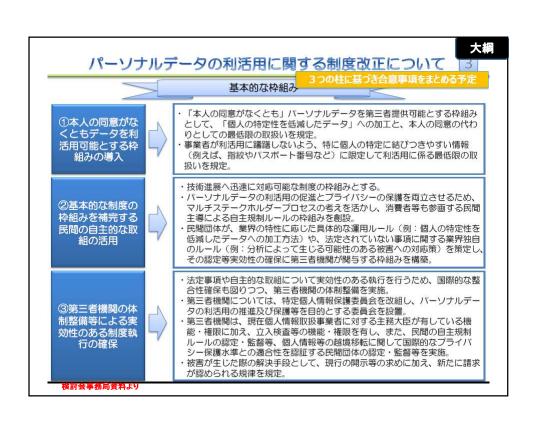
基本的考え方

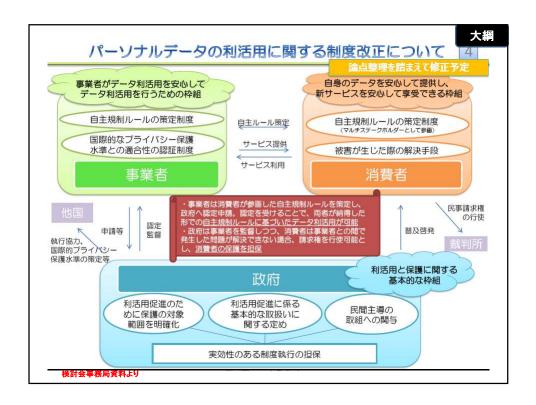
- 情報通信技術の進展より、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ(グレーゾーン)のために社会的な批判を受けて、利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、これまで、パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い。
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げ、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うこととしている。
 これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み・
- これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み ルールのポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合は、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。
 - ③ 利活用推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、 独立した第三者機関の体制を整備する。
- ◆ なお、制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とすることを目指す。

検討会事務局資料より

当10日0000十月. ピーン







1.3.技術検討ワーキンググループ 報告書

- 検討事項
- 1 検討に当たっての前提条件
 - 「(仮称)準個人情報」は、特定の個人が識別されて生じる権利利益の侵害を 事前に防止する観点から検討。
 - ・「(仮称)準個人情報」は「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利 益侵害がもたらされる可能性があるもの」とされているが、「本人の権利利益侵害」には 次の2つの場合がある。ここでは、①のみを検討している。
 - ①「(仮称)準個人情報」から何らかの状況で個人が特定されてしまうことで、権利利益侵害が生じる場合
 - ・ ②「(仮称)準個人情報」から個人が特定されないままで、権利利益侵害が生じる場合。
 - 「(仮称)個人特定性低減データ」は、当該データ単独での個人特定性の低減についてのみ対象。提供の際に適正に加工されたものであるものに関しては、何らかの権利利益侵害が生じた場合には受領者側の責任であるものとして検討。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

1.3.技術検討ワーキンググループ 報告書(続)

- 2「(仮称)準個人情報」の定義等について
 - 特定の個人が識別されていない情報であっても、識別されるおそれのある情報を「(仮称)準個人情報」とすることは妥当。
 - 識別子を対象とする。その際の指標として、 ・ 本人又は本人の所有物との密接性

 - 一意性/単射性
 - 共用性
 - 変更可能性/不変性/利用停止可能性について容易に変更できない
 - 「移動履歴, 購買履歴等の特徴的な行動の利益」は一律に「(仮称)準個人情報」に該当すると判断することは困難。
- 3「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について
 - 「(仮称)個人特定性低減データ」への加工については、最低限の加工方法であっても、データの種類に応じて加工方法は多様であり、一律の基準を示すことは困難。
 - 事務局案の定義を見直し、個人情報又は「(仮称)準個人情報」から特定の個人を識別する蓋然性の低いものに加工を施して、特定の個人を識別することが困難になるようにしたものである旨の定義に変更することを提案。

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 27

1.4. 「大綱」目次

- 第1 はじめに
- 第2 基本的な考え方
 - I 制度改正の趣旨
 - 1 背景2 課題
 - Ⅱ 制度改正内容の基本的な枠組み
 - 1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等 • 2 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 - 3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保
- 第3 制度設計
 - I 目的·基本理念
 - Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

 - 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い
 2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い
 - Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 - ・ 1 基本的な制度の枠組みに関する規律

 - 2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 28

1.4. 「大綱」目次(続)

- 第3 制度設計(続)
 - IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保
 - 1 第三者機関の体制整備
 - 2 行政機関,独立行政法人等,地方公共団体及び事業者間のルールの整合性
 - 3 開示等の在り方
 - V グローバル化への対応
 - 1 域外適用
 - 2 執行協力
 - ・ 3 他国との情報移転
 - VI その他の制度改正事項
 - 1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い
 - 2 学術研究目的の個人情報等の取扱い
 - Ⅶ 継続的な検討課題
 - 1 新たな紛争処理体制の在り方
 - ・ 2 いわゆるプロファイリング
 - 3 プライバシー影響評価(PIA)
 - 4 いわゆる名簿屋

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

1.5. パーソナルデータの利活用に関する制度 改正に係る法律案の骨子(案)

- パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)(第13回検討会(平成26 年12月19日)公表)
 - 1.個人情報の定義の拡充
 - 2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備 ・ (1)匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備

 - (1) 医 ロルー 旧 10 (2) 利用目的の制限の緩和
 - (3)情報の利用方法からみた規制対象の縮小
 3.個人情報の保護を強化するための規定の整備
 - - (1)要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備 (2)第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

 - (2)第二名提供に除る確認及い記録が呼吸を務例17 (3)不正な利益を図る目的による個人情報で多ペース提供罪の新設 (4)本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し) (5)小規模事業者への対応 (6)個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加 (7)開示請求権の明確化

 - 4.個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備 ・ (1)個人情報保護委員会の主な権限 ・ (2)個人情報保護指針の作成への関与
 - 5.個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備
 - (1)国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備 (2)外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 (3)個人データの外国にある第三者への提供の制限

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー I 目的·基本理念

大綱

個人情報保護法第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いの態様いかんによって侵害されるおそれのある「個人の人格的、財産的な権利利益」(大綱)全般であり、ブライバシーはその主要なものであるが、それに限られない。(園部編43頁)

本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のためにパーソナルデータの利活用を益々促進することが望まれる一方、プライバシー保護の観点からは、これまでと同様、適切な取扱いが求められる状況にある。そこで、情報通信技術が進展した現代に即した保護と利活用のパランスがとれたパーソナルデータの適正な取扱いを定めることを目的とし、制度を見直すこととする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

31

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い(前段) 大綱

個人情報保護法第16条1項

個人情報取扱事業者は、<u>あらかじめ</u> 本人の同意を得ないで、前条の規定 により特定された利用目的の達成に 必要な範囲を超えて、個人情報を取 り扱ってはならない。

個人情報保護法第23条1項柱書

個人情報取扱事業者は、次に掲げる 場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 現行法は、個人データの第三者提供 や目的外利用をする場合、一定の例 外事由を除き本人の同意を要するこ ととしている。この個人データの第三 者提供や目的外利用に関して、本人 の同意に基づく場合に加え、新たに 「個人データ」を特定の個人が識別さ れる可能性を低減したデータに加工 したものについて、特定の個人が識 別される可能性とその取扱いにより 個人の権利利益が侵害されるおそれ に留意し、特定の個人を識別する。 とを禁止するなど(①)適正な取扱い を定めることによって、本人の同意を *得ずに行うことを可能とする*など、情 報を円滑に利活用するために必要な 措置を講じることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

大綱

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い(後段)

技術検討WG報告書26頁3.2(提供者の規律)

「仮称)個人特定性低減データ」とするための最限の加工方法を定義することはできない(②)から、特定の個人の識別性を低減させることと利活用のニーズとのバラン び職が旧でも続くとることで利用のシースとのパンス えを考慮し、事業者自らの判断と責任において適切な加 工を施すことが必要である。ついては、仮に、「「仮称・個 人特定性低減データ」の受領者において特定の個人が 識別され、何らかの個人の権利利益に侵害が生じた場合、その事案のそもそもの発端として、提供したデータ る、その事業のそもそもの発達して、提供したデータが適正に加工されたものであったか否が問題にならないとも限らないことから、提供した「仮称)個人低減データ」への加工の適正性に関して、責任の明確化等の観点などから、何らかの証拠を保存する等の対策を施すこと等について検討することが必要であると考えられる。

「特定の個人を識別できない」状態というのが、どのよう なものであるかという解釈提示や、加工方法等のベスト ブラクティスの提示、ガイドラインの策定、事前相談の充 実等を図り、加工方法の柔軟性を制約することなく、明 確にするよう努めることが必要である。

技術検討WG報告書26頁3.3(受領者の規律) 1)特定の個人を識別しないための適切な措置を講じなければならない。

20(事業者自らにおける、又は委託先からの)情報漏えいが生じないよう、適切な措置を講じなければならない。 という二点(①)での安全管理措置が必要

また、個人が特定される可能性を低 減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮 し一律には定めず、事業等の特性に 応じた適切な処理を行うことができ <u>こととする(②)</u>。さらに、当該加工方 法等について、<u>民間団体が自主規制</u> ルールを策定し、第三者機関は当該 ルール又は民間団体の認定等を行う <u>ことができることとする</u>。加えて、<u>適切</u> な加工方法については、ベストプラク ティスの共有等を図る(③)こととする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

法律案骨子(案)

法律案 2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備 (1)匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備

(ア)第三者に提供するために匿名加工情報を作成すると ければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情

に名は、削除をして記述寺及び加工の力法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。
(イ)(ア)により**匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする 首を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示し**

(ウ)(イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する 者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報 に係る本人を識別するために、(ア)の削除をした配述等 及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名 加工情報を他の情報と限合してはならないこととする 加工情報を他の情報と服合してはならない。ことによって ((エ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する

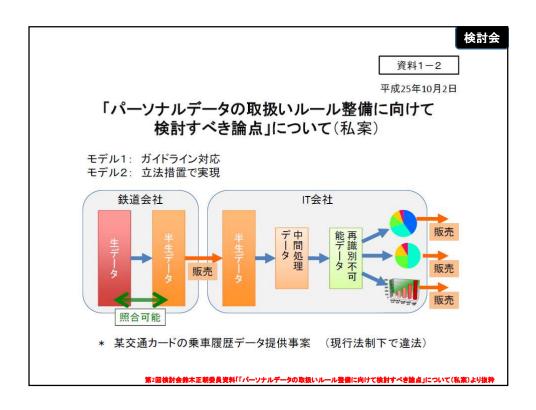
(は川にようない。 場合も同様とする)。 (エレハにより取得した歴名加工情報を第三者に提供する する(この(エ)により取得した匿名加工情報を第三者に提 供する場合も同様とする)。

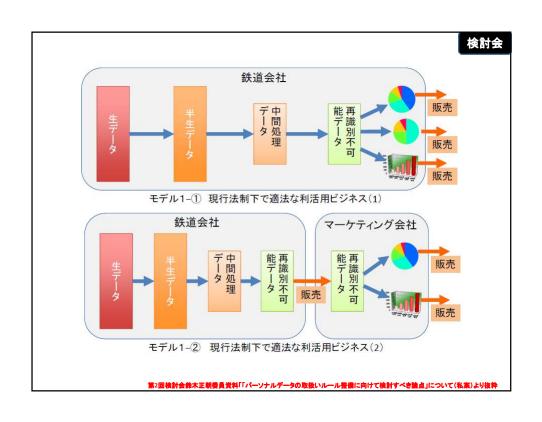
自民党政務調査会提言5.

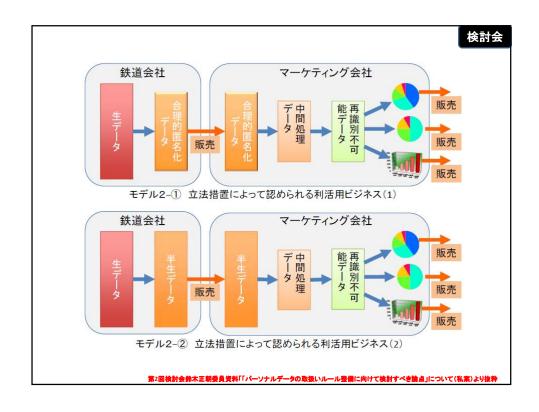
匿名加工して利用する場合には、委 員会への届出によらず、国民が情報 を得やすくなるよう、委員会の定める 方法により取扱事業者が必要事項を 公表すれば足りる 旨の規定とするこ

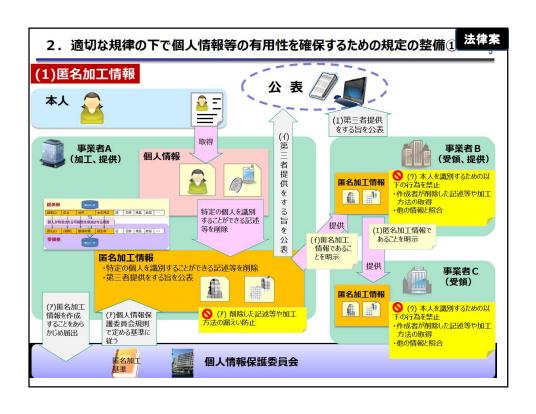
2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー









Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等 2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い

大綱

個人情報保護に関する法体系イメージ



行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、<u>利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。</u>

今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

39

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (1) 保護対象の明確化及びその取扱い(前段)

個人情報保護法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を 識別することができるもの(他の情報 と容易に照合することができ、それに より特定の個人を識別することができることができることなるものを含む。)をいう。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体は個人識別性がない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合としては、例えば、日常的に行われていない他の事業のの事情により技術的に照合が困難な場合が考えられる(事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等は、「容易に照合することができ」る場合に当たると考えられる。)(園部編49頁)

パーソナルデータの中には、現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないために「利活用の壁」となっているものがあるとの指摘がある。

このため、個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋 認識データ、顔認識データ等個人の 身体的特性に関するもの等のうち、 保護の対象となるものを明確化し、 必要に応じて規律を定めることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (1) 保護対象の明確化及びその取扱い(後段)

技術検討WG報告書15頁2.2.4(「(仮称)準個人情報」の 定義)

- ・個人情報ではないこと
- ・生存する個人に関する情報に含まれる識別子又は識 別子に相当するものであって、①一意性/単射性を有するもの、②共用性を有するもの、③変更又は利用停止 が容易ではないもの、または不変性を有するものである
- ・上記の条件をすべて満たす識別子又は識別子に相当 するものであって、密接性を有するものとして、以下のいずれかに該当するものであること
- ア)個人又は個人が使用する通信機器端末等に関する もの
- もの
 イ)個人の身体的特性に関するもの
 ウ)上記の2項目のほか、特定の個人の識別につながる
 多量又は多様な情報の収集を可能にするもの
 ・ア)については、付番された本来の用途まで制約しよう
 とする趣旨ではないことを明確化すること
 ・ア)からウ)に含まれる具体的な項目については、技術
- の進展等の急速な時代の変化への対応が必要であることから、政令等で適加、変更、削除ができるようにすること、また、第三者機関が適切かつ迅速な判断を可能とする仕組みとすること
- ・上記の要件を満たす識別子又は識別子に相当するものに付随する個人に関する情報も「(仮称)準個人情報」 に含むものとすること

また、保護対象の見直しについては、 事業者の組織、活動の実態及び情報 通信技術の進展等社会の実態に即 した柔軟な判断をなし得るものとなる よう留意するとともに、<u>技術の進展や</u> 新たなパーソナルデータの利活用の ズに即して、機動的に行うことが <u>できるよう措置することとする。</u>なお、 保護の対象となる「個人情報」等の定 養への該当性については、第三者機 関が解釈の明確化を図るとともに、 個別の事案に関する事前相談等によ り迅速な対応に努めることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

41

法律案

法律案骨子(案) 1.個人情報の定義の拡充

個人情報保護法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を 識別する<u>ことができるもの(他の情報</u> と容易に照合することができ、それに より特定の個人を識別することがで きることとなるものを含む。)をいう。

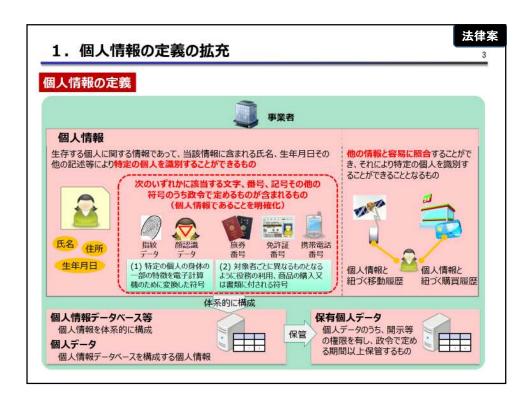
「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体は個人識別性がない情報について、特別の調査を行っ たり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手 15. 147000ノーで配かなした。Jに対いる場所や開かけることなく。すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合 としては、例えば、日常的に行われていない他の事業者 への特別な照会を要する場合、内部でもシステムが異 なる等の事情により技術的に照合が困難な場合が考え られる(事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相 互に情報交換が行われている場合等は、「容易に照合 することができ」る場合に当たると考えられる。)(園部編 49頁)

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに **たれるもの**を個人情報として新たに位置付けるも

自民党政務調査会提言4.

個人情報の定義(範囲)の拡大は行わないこと。現状においては、個人情報か否かを明確に線引きすることが困難で あり、新たなグレーゾーンと萎縮効果を拡大しかねないもの である。他方、個人情報とは言えないものの、メールアドレスや携帯電話番号のように、それ単体が本人の意思に反して提供・流通することにより、個人のブライバシーへの影響 が小さくないものがあることから、委員会が規定するこのよ うな情報の第三者提供ついては、取扱事業者が自主ルー ルを定めるなどの対応とすること。

第10回DBSC早春セミナー



大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (2) 機微情報

個人情報保護法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を 識別することができるもの(他の情報 と容易に照合することができ、それに より特定の個人を識別することができ きることとなるものを含む。)をいう。

憲法第14条1項

本の ポース・マーク では、 法の下に平等であつて、 人種、信条、性別、 社会的身分又は門地により、 政治的、 経済的又は社会的関係において、 差別されない。

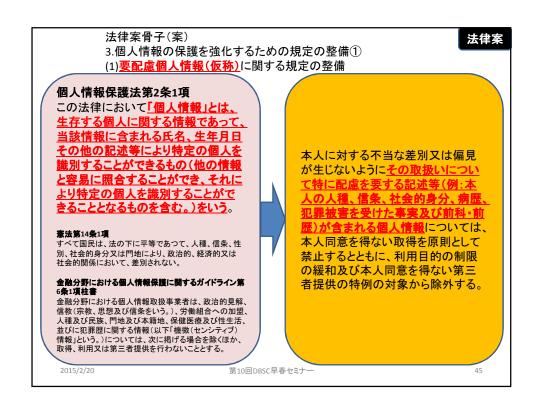
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 6条1項柱書 金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、

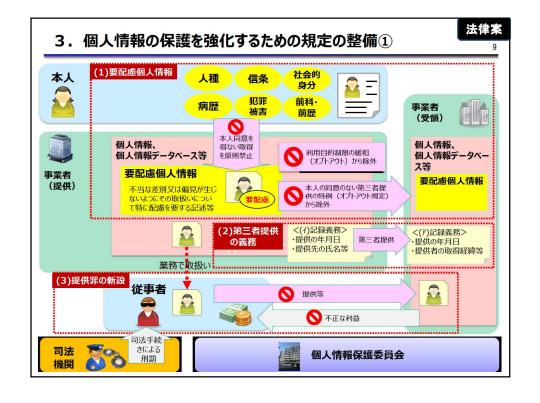
金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機物情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。

ただし、機微情報を含む個人情報の 利用実態及び現行法の趣旨に鑑み、 本人の同意により取得し、取り扱うこ とを可能とするとともに、法令に基づく 場合や人の生命・身体又は財産の保 護のために必要がある場合の例外規 定を設けるなど、取扱いに関する規 律を定めることとする。

5/2/20 第10回DBSC早春セミナ-





1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し①

大綱

個人情報保護法第17条

個人情報取扱事業者は、<u>偽りその他不正の手段により個人情報を取得し</u>てはならない。

①情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

47

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (3) 個人情報の取扱いに関する見直し②

個人情報保護法第16条1項

個人情報取扱事業者は、あらかじめ 本人の同意を得ないで、前条の規定 により特定された利用目的の達成に 必要な範囲を超えて、個人情報を取 り扱ってはならない。

個人情報保護法第15条2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を 変更する場合には、変更前の利用目 的と相当の関連性を有すると合理的 に認められる範囲を超えて行っては ならない。

個人情報保護法第18条3項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

②パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。

例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用するなど、具体的な措置については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする。なお、検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更することとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

法律案骨子(案)

法律案

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備 (2)利用目的の制限の緩和

個人情報保護法第16条1項

個人情報取扱事業者は、あらかじめ 本人の同意を得ないで、前条の規定 により特定された利用目的の達成に 必要な範囲を超えて、個人情報を取 り扱ってはならない。

個人情報保護法第15条2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

個人情報保護法第18条3項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する際に本人 に利用目的を変更することがある旨を通知し、又は公表 した場合において、次の事項を一個人情報保障委員会規 則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は 本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保 謹委員会に履け出たときは、利用目的の変更をすること ができることとする。

<u>7)変更後の利用目的</u> (公本事に佐え保し情報ので

(ウ)本人の求めに応じて変更後の利用目的による取扱い を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法 この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を 小書」なけば、ほかしてしまった。

※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

自民党政務調査会提言1.

個人情報の取得後のオプトアウトによる利用目的の変更は 図めないこと。他方、一般的な消費者からみて合理的関連 性のあるものとして現行法下でも認められている利用目的 の変更の適用について、ビジネス実態や新たなビジネス ニーズを踏まえ、柔軟かつ適時に対応できる規定とすること。

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

法律案 2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備 (2)利用目的の制限の緩和 本人 通知等 事項 公 表 通知 目的変更後 取得 通知又は 個人情報 の利用を停 本人が容易に知り 利用 目的に 変更あ 当初の 公表 得る状態 事業者 利用目的 変更後の利用目的 利用目的 (3)規制対 の変更 あらかじめ次の事項を本人に 象の縮小 利用目的に変更が 通知、又は本人が容易に知り ある旨を本人に通知、 得る状態に置くとともに個人 又は公表 情報保護委員会へ届出 電話帳等を <通知、容易に知り得る状態に置く、届出事項> 除外 ・変更後の利用目的とその対象項目 ・変更後の利用目的による取扱いを停止すること及 び本人の求めを受け付ける方法 届出事項 の公表 ≤ 監督 個人情報保護 委員会規則 個人情報保護委員会

大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (3) 個人情報の取扱いに関する見直し③

個人情報保護法第23条2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供さ れる個人データについて、本人の求めに 応じて当該本人が識別される個人データ の第三者への提供を停止することとしてい る場合であって、次に掲げる事項について、 あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容 易に知り得る状態に置いているときは、前 項の規定にかかわらず、当該個人データ を第三者に提供することができる。

- 第三者への提供を利用目的とするこ ٤٥
- 第三者に提供される個人データの項 目
- 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別 される個人データの第三者への提供を停

③ 個人データの第三者提供におけるオプ トアウト規定については、運用上の問題が 指摘されているところ、現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする。 また、個人データにより識別される本人が、 前述のオプトアウト規定を用いて個人デー タの提供を行っている事業者を容易に確 認できる環境を整えるため、個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を用いて第 ・者提供を行う場合には、現行法の要件 に加え、第三者機関に対し、法に定める 本人通知事項等を届け出ることとするほ か、第三者機関は届け出られた事項を公 表するなど、必要な措置を講じることとす る。この際、現に適切な取扱いを行ってい る事業者等への影響に留意しつつ、適用 対象及び必要かつ最低限の手続等を定 めることとする。

2015/2/20

止すること。

第10回DBSC早春セミナー

法律案骨子(案)

法律案 3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備 (4)本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し)

個人情報保護法第23条2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される 個人データについて、本人の求めに応じて当該 本人が識別される個人データの第三者への提 供を停止することとしている場合であって、次に 掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、 又は本人が容易に知り得る状態に置いていると きは、前項の規定にかかわらず、当該個人デー タを第三者に提供することができる。

- 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される 個人データの第三者への提供を停止するこ

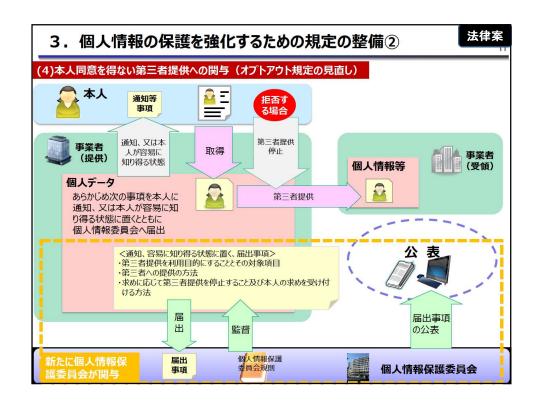
個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個 人データの第三者提供をしようとする場合には、 次の事項を、個人情報保護委員会規則で定め るところにより、 保護委員会に届け出なければならないこと

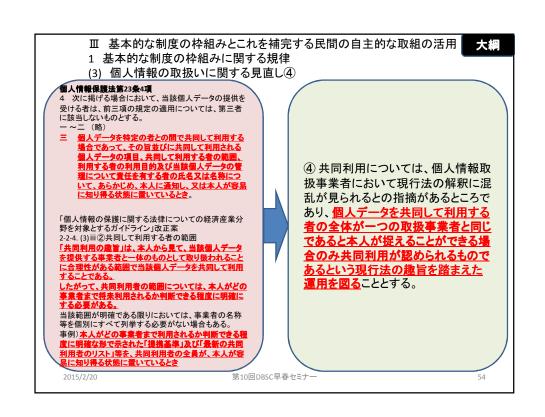
(ア)第三者への提供を利用目的とすること (1)第三者に提供される個人データの項目 (ウ)第三者への提供の方法

(エ)本人の求めに応じて当該本人が識別される 個人データの第三者への提供を停止すること及 この場合において、個人情報保護委員会は、の内容を公表しなければならないこととする。

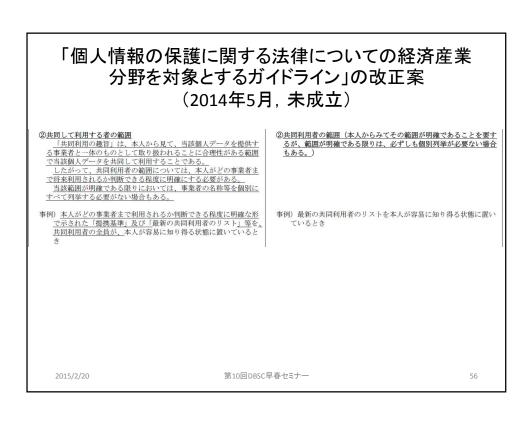
※本人への通知方法や本人が容易に知りうる 状態が不適切な場合には、勧告・命令。

10回DBSC早春セミナー









大綱

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (3) 個人情報の取扱いに関する見直し⑤

個人情報保護法第16条1項

個人情報取扱事業者は、**あらかじめ** 本人の同意を得ないで、前条の規定 により特定された利用目的の達成に 必要な範囲を超えて、個人情報を取 り扱ってはならない。

個人情報保護法第23条1項柱書

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑤ 多様な情報が様々な形で活用されている実態を踏まえ、本人にとって分かり易い同意の取得方法等について、消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール等により改善を図ることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

57

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

大綱

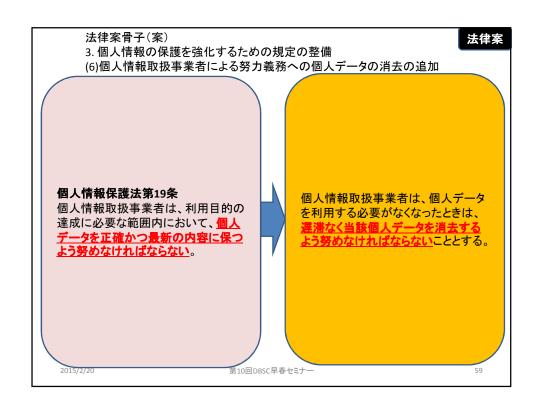
- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- (3) 個人情報の取扱いに関する見直し⑥

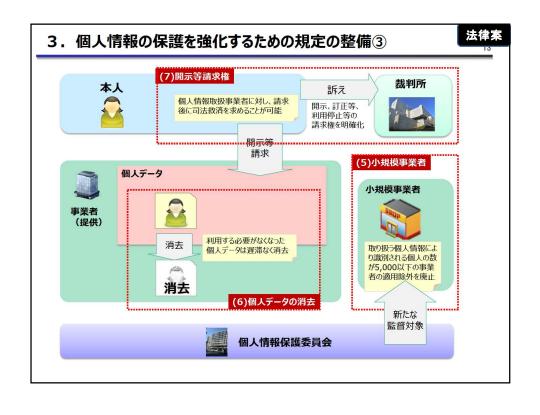
個人情報保護法第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の 達成に必要な範囲内において、個人 データを正確かつ最新の内容に保つ よう努めなければならない。 ⑥ 保存期間については、これを一律に定めることとするのではなく、個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱いの透明性を図る観点から、当該データの保存期間等の公表の在り方について検討することとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー





Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設

大綱

個人情報保護法第37条1項柱書

個人情報取扱事業者の個人情報の 適正な取扱いの確保を目的として次 に掲げる業務を行おうとする法人(法 人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものを含む。次条第三号 口において同じ。)は、主務大臣の認 定を受けることができる。

個人情報保護法第43条1項

認定個人情報保護団体は、対象事 業者の個人情報の適正な取扱いの 確保のために、利用目的の特定、安 全管理のための措置、本人の求めに 応じる手続その他の事項に関し、こ の法律の規定の趣旨に沿った指針 (以下「個人情報保護指針」という。) を作成し、公表するよう努めなければ <u>ならない</u>。

-ソナルデータの利活用の促進と個人情報 及びプライバシーの保護を両立させるため、マ -クホルダープロセスの考え方を活か した民間主導による自主規制ルールの枠組み を創設することとする。

自主規制ルールを策定する民間団体は、法令 等の規定のほか、法令等に規定されていないも のの、情報通信技術の進展等に応じて、個人情 報及びプライバシーの保護のために機動的な対 処を要する課題に関して、情報の性質や市場構 造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の 意見を踏まえてルールを策定し、当該ルールの 対象事業者に対し必要な措置を行うことができ ることとする。また、第三者機関は当該ルール又 は民間団体の認定等を行うことができることとす

なお、各府省大臣の関与については、第三者機 関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討す

第10回DBSC早春セミナ-

2. 新たな民間主導によるパーソナルデータ利活用のためのルール策定・遵守の枠組みの創ま

検討会

(1)見直しの方向性と期待される効果

現行制度において、業界に精通した認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針(利用目的の特定、安全管理措 置、本人の求めに応じる手続き等)を作成・公表するよう努めるべきとされている(43条・努力義務)

しかし、当該指針には、消費者等の利害関係者の意見等は取り入れられていないのが通常であり、あくまで事業者のみに よって業界ルールが作成されているものである。また、行政機関が指針の内容を確認することは法令上予定されておらず、当該 内容が個人情報保護・消費者のプライバシー保護に十分なものとなっていることを公的に証明することとはなっていない。

⇒ 情報の性質や市場構造等の分野ごとの特性を踏まえつつ、立場に偏りのない透明性の高い場で自主規制ルールを作る ことによって、当該自主規制ルールに社会的規範としての妥当性及び正当性を担保させるマルチステークホルダープロセスの 考え方を活かし、民間主導による自主規制ルール作りの枠組みを創設し、それに対し、円滑な合意形成と当該自主規制 ルールの遵守を徹底させる観点から第三者機関が関与する枠組みを創設することとしてはどうか。

<期待される効果>

- 消費者)事業者の個人情報の取扱いに関するルー ル策定の場に参加でき、事業者に対して、よ り適切にプライバシーが保護されるルールの策 定・遵守を求めることができる。
-)第三者機関によって認定されたルールに 沿って個人情報が取扱われることへの**安心感**。
- 事業者 ○ 分野、事業の特性に応じた ルールを自ら策定することができ
- 認定という公的証明により、消費者や取引事業者からの社会 的信頼が向上。
- 第三者機関
- 各業界ごとの技術変化に対応した個人情報の 取扱方法等に関するルールを把握することができ
- る。 | 各ルールに事業横断的な統一性及び法的安
- 定性を持たせることができる。 一義的に個々の事業者を監督する必要がなく、 少ないリソースを有効的に活用できる。

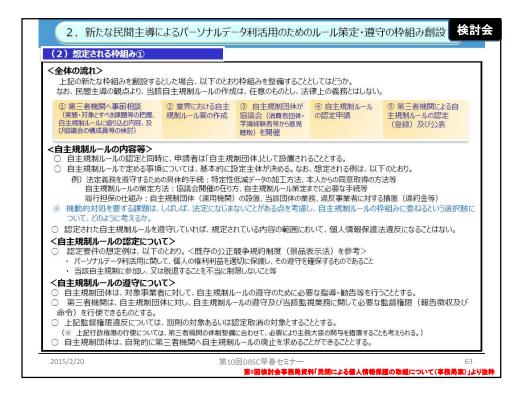
<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』抜粋 (平成25年12月20日IT総合戦略本部決定)

- Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性
- プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

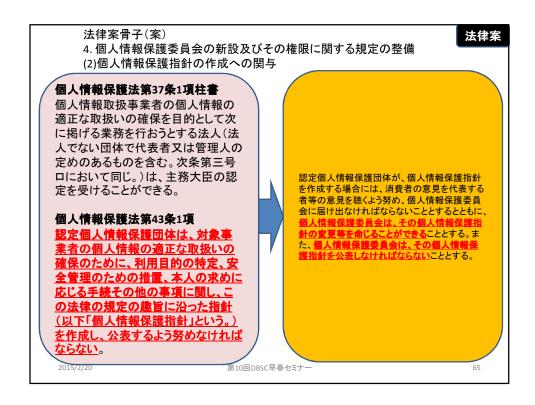
個人情報及びプライバシーの保護を有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセス*の考え方を活かした民間主導の枠組みの構築を検討することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。

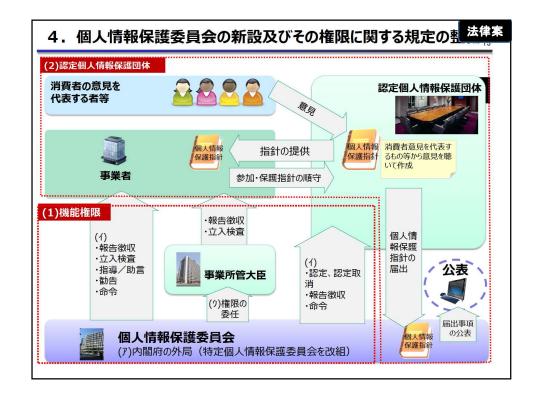
※ マルチステークホルダープロセス:国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと。

第9回検討会事務局資料「民間による個人情報保護の取組について(事務局案)」より抜料



検討会 2. 新たな民間主導によるパーソナルデータ利活用のためのルール策定・遵守の枠組み (3)想定される枠組み②(認定個人情報保護団体を活用する場合) 上記枠組みにつき、現行の認定個人情報保護団体を有効活用する観点から、個人情報保護指針が認定を受けた場合 には、上記の「自主規制ルール」とすることができることとする(利害関係者の意見を踏まえて個人情報保護指針を作成した 場合には、第三者機関が当該指針を自主規制ルールとして認定する)という枠組みも考えられるがどうか。なお、当該指針 の認定については、認定個人情報保護団体の判断に委ねることとし、法律上の義務とはしない。 ①認定個人情報 保護団体として、団相談を受けたのち、個人協議会 (消費者団体・学識経験 体認定を受ける 情報保護指針案を作成 者等から意見聴取)を開催 ④ 当該指針の認定 ⑤ 第三者機関による 当該指針の認定(登 録)及び公表 ○ 当該指針の内容及び指針の認定要件等は上記(2)のとおり。 (公正競争規約制度 規約の認定要件) 景品表示法 第11条 1 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取 引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、同項の 認定をしてはならない 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適 切なものであること。 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。 不当に差別的でないこ 四、当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。 第9回検討会事務局資料「民間による個人情報保護の取組について(事務局案)」より抜





3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

大綱

個人情報保護法第37条1項各号

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。ー~二(略)

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

経済産業省・認定個人情報保護団体の認定の申請等の 手続についての指針(2014年6月)第4条

第2条第1項の認定を受けようとする者が、アジア太平 洋経済協力(以下「APEC」という。)の競塊プライパシー ルールに規定する。企業等の競塊個人情報保護に関す る取組に対してAPECプライパシー原則への適合性を認 証する業務等(以下「アカウンタビリティ・エージェントに 係る業務」という。)を併せて行おうとする場合には、当 該認定を受けようとする者は、同条第2項に掲げる申請 書に同条第3項に掲げる書類及び次に掲げる書類を変 付して、経済産業大臣に申請しなければならない。 国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を 実現させるために、第三者機関の認定を受けた 民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうと する事業者に対して、相手当事国が認めるブラ イバシー保護水準との適合性を審査して認証す る業務を行う枠組みを創設することとする。 認証業務を行う民間団体は、第三者機関の監 督に服することとする。

なお、各府省大臣の関与については、第三者機 関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討す

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

67

APECによる越境個人情報保護に係る取組

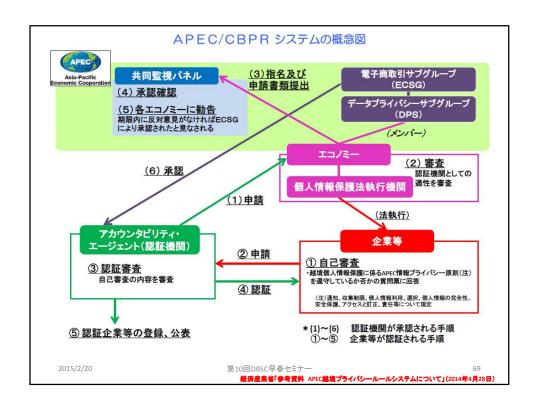
(1) 背景

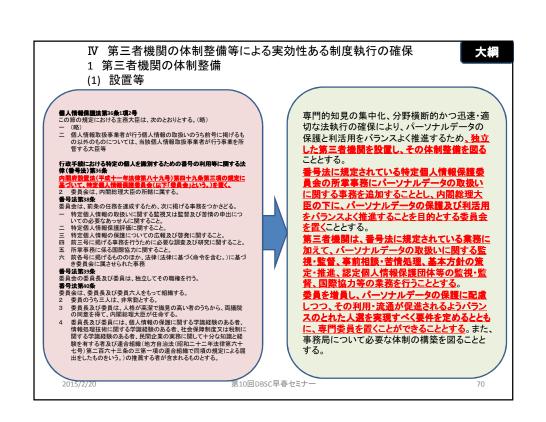
- ➢ APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨。我が国個人情報保護法も、ほぼこれに準拠。
- ▶ 一方、近年ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっている。
- ▶ かかる観点から、APEC/電子商取引運営グループ(ECSG: Electronic Commerce Steering Group)では、個人情報が国境を越えてもAPECプライバシー原則に基づき保護されるための制度の構築を、2008年2月以降ECSG傘下のデータ・プライバシー・サブグループ(DPS: Data Privacy Subgroup)で検討し、①APEC越境プライバシールールシステム(CBPRシステム: Cross Border Privacy Rules System)及び②国際法執行のための協力取決め(CPEA: Cross border Privacy Enforcement Arrangement)を構築。
- ▶ CBPRには、これまでに米国、メキシコがエコノミーとして参加(日本は2013年6月に参加申請)。CPEAには、豪、NZ、米、香港、加、日、韓、墨が参加(日本は全ての個人情報保護法執行機関(16省庁)が参加)。

(2) CBPRシステムの概要

- ▶ 企業等の越境個人情報保護に係る取組に関し、APECプライバシー原則への適合性を認証する制度。
- ▶ 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ承認された中立的な認証機関(アカウンタビリティ・エージェント:民間団体又は政府機関)から認証審査を受ける。

経済産業省「参考資料 APEC越境プライパシールールシステムについて」(2014年4月28日)





主務大臣制の限界

経済産業大臣 小湖 優子 殿

內閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報の保護に関する法律第36条第1項ただし書の規定に基づく 主務大臣の指定について (通知)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第36条第1項ただし書の規定に 基づき、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち、平成26年7月10日に株式 会社ベネッセコーポレーションに対し間法第 32 条の規定に基づき報告徴収をした個人情 報の漏えいにおいて、株式会社ベネッセコーポレーションから漏えいした個人情報を取得 し、第三者に提供することについて、主務大臣に指定する。

第10回DBSC早春セミナー 2015/2/20

71

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- 1 第三者機関の体制整備
- (2) 権限•機能等

個人情報保護法第32集 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱 事業者に対し、個人情報の取扱いに関し<mark>盤</mark>をさせることができる。 個人情報保護法第33集

個人情報保護生第3条 主孫上陸、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱 事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な 個人情報保護法第3条1第3項 主接大臣は、個人情報の政策事業者が第十六条から第十八条まで、第二十 条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合におい で個人の権利制益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情 報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために 必要な措置をとめべき自を過ぎすることができる。 2 主務大臣は、前項の規定による動告を受けた個人情報取扱事業者が 正当な理由がなくてその動音に係る措置をとらなかった場合において個人 の事大本権利益の侵害が関連していると認めときは、当該個人情報取扱事業者に対し、 近期の事業者に対し、一般を指置さるができませます。

書号法第52条第1項 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者をの他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告者 し代資料の提出を求め、又はその場合に、当該特定個人情報を取り扱う 者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の数据以に関し質問させ、兼しくは標準参加その他の物件を検査させる ことができる。

行政機関個人情報保護法第49条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表する

行政機關個人情報保護法第50条

第10回DBSC早春セミナ-

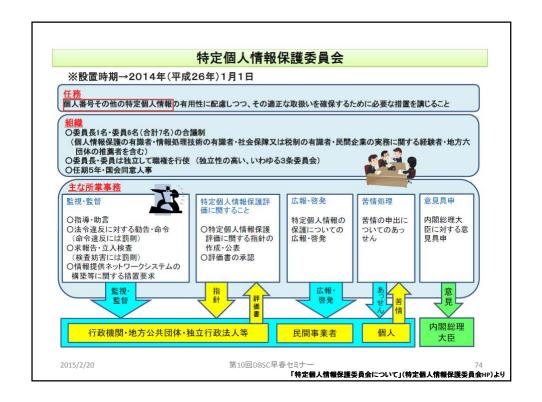
大綱

第三者機関は、現行の主務大臣が有している個人情報取扱事業者に対する権限・機能(助置、報告徴収、勧告、命令)に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとするとともに、現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能(認定、認定取消、報告徴収、命令)を有することとする。 また、第三者機関は、民間キ道による個人情報

また、第三者機関は、民間主導による個人情報 及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当 たり、自主規制ルールの認定等を行う。さらに、 国境を越えた情報流通を行うことを可能とする 枠組みの創設に当たり、認証業務を行う民間団 体の認定、監督等を行うこととする。 なお、行政機関及び独立行政法人等が保有す

るパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

法律案骨子(案) 法律案 4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備 (1)個人情報保護委員会の主な権限 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱 事業者に対し、個人情報の取扱いに関し<mark>報告</mark>をさせることができる。 個人情報保護法第3条 【**保護法票33条** 記は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱 対し、個人情報の取扱いに関し必要な<mark>助言</mark>をすることができる。 る特定個人情報保護委員会を改組) 個人情報保護法第34条1項2項 個人情報保護法第3章、環項 主接大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十 条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合におい で個人の権利制益を保護するためを要があると認めるときは、当該個人情 報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために 必要な指置をそのべ害的を過停することができる。 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が 下場が再出めれたアイテの執続中で、係み指導を上がから、4年後十二十、197日。 (イ)個人情報保護委員会には現行の主務大臣の有する報告 徴収、命令、認定個人情報保護団体の認定等の権限に加 2 工分へには、いみのがたころの動品で支げ、に勝く所有状態を発育が 正当な理由がなくてその動音に係る措置をとらなかった場合において個人 の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取 扱事業者に対し、その動音に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 番号法第52条第1項 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱 う者その他の関係者で対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告者 とは資料の提供と変め、又はその機員に、動物物を選り機管を引入機能を取り扱う 者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情 側の数扱いに関し質問させ、著しくは帳簿事機その他の物件を検査させる ことができる。 自民党政務調査会提言2. 個人情報保護委員会の名称を個人情報委員会とすること。 自民党政務調査会提言3. 本来の法改正の趣旨を踏まえ、個人情報保護法の目的 規定及び新たに設置する第三者委員会(以下、委員会と 行政機関個人情報保護法第49条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告 いう。)の任務規定に、個人情報の利活用の推進に配慮 する旨を明記すること。 を求めることができる。 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表する 行政機關個人情報保護法第50条 自民党政務調査会提言7. ロベスルの切削工表域を 1. 委員会の体制については、個人情報の利活用の推進と 保護の両面のパランスを取りつつ拡充する必要があることから、政府としてそのような体制機能に向けて努力する 旨を規定すること。 行政機関個人情報保護法第51条 務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、 改<mark>復間の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を</mark> くることができる。 第10回DBSC早春セミナ





IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

大綱

- 1 第三者機関の体制整備
- (3) 各府省大臣との関係

個人情報保護法附帯決議(衆議院)第5項

医療, 金融・信用, 情報通信等, 国民から高いレ ベルでの個人情報の保護が求められている分 野について, 特に適正な取扱いの厳格な実施を 確保する必要がある個人情報を保護するために 個別法を早急に検討すること。

個人情報保護法附帯決議(参議院)第5項

医療(遺伝子治療等先端的医療技術の確立の ため国民の協力が不可欠な分野についての研 究・開発・利用を含む。), 金融・信用, 情報通信 等, 国民から高いレベルでの個人情報の保護が 求められている分野について、特に適正な取扱 いの厳格な実施を確保する必要がある個人情 報を保護するために個別法を早急に検討し、本 法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結 論を得ること。

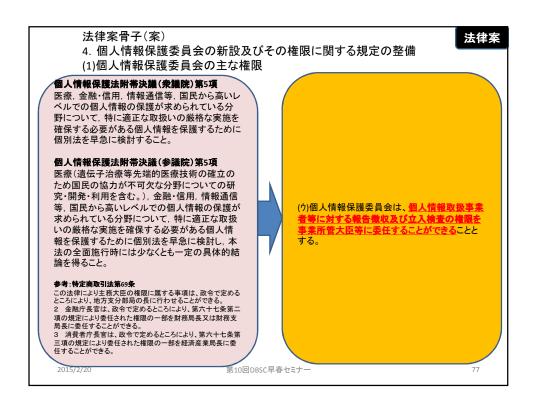
参考:特定商取引法第69条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定める ところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二 項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支 局援者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第 「第6世紀」により表任か、大臣のの第745年余巻

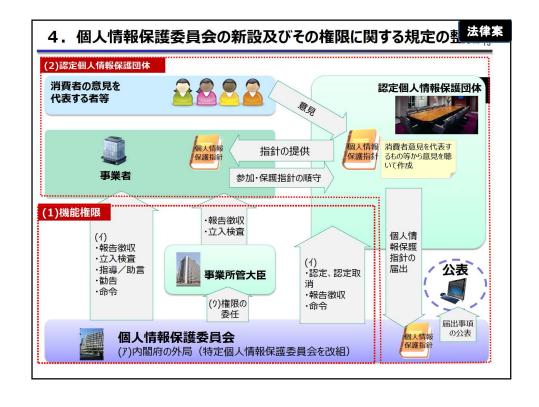
三項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第三者機関の設置に伴い、前述の権限等を第 三者機関に付与するに当たっては、第三者機関 を中心とする実効性ある執行・監督等が可能と なるよう各府省大臣との関係を整理する。整理 に当たっては、独立した第三者機関を設置する 趣旨に鑑み、第三者機関と各府省大臣との役割 の明確化を図るとともに、重量的な執行を回避 し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行うこととする。

その際、当面の措置として、第三者機関の執行 体制(人員、予算等)や知見の集積の状況等を 考慮し、実効的な執行及び効率的な運用が確 保されるよう、現行の主務大臣が所管事業に関 し行政を行う観点から果たしてきたことで蓄積さ れた高度に専門的な知見の活用等が特に期待される分野を中心に各府省大臣との連携につい て、役割・権限を明確化し、特別な措置を講じる 旨の意見があったことを踏まえ検討する。 第三者機関が適切に機能・役割を果たせるよう に、各府省大臣、地方支分部局から執行の協力 が得られるよう整理する。

第10回DBSC早春セミナー





IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

大綱

- 1 第三者機関の体制整備
- (4) その他

個人情報保護法第53条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に 置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機 関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組 総法昭和二十三年法律第百一十号)第三条第二項に規定する機 関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況 について報告を求めることができる。 内閣総理サモロ生 条件を 前官の報告を取りまとめ その新華

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要 を公表するものとする。

番号法第38条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の 申出についての必要なあっせんに関すること。 特定個人情報保護評価に関すること。 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。 前二号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関 すること。 所掌事務に係る国際協力に関すること。 並み思に担ばえまののほか、法律に法律に基づく命令と今
- 五
- 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

番号法第55条

■ 7位 ある3-3米 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所業事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の 処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

番号法第57条

■ 76. 第73. 本 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第三者機関は、このほか、以下の業務等を行う こととする

- ・個人情報取扱事業者からオプトアウト規定を 用いた第三者提供に関する届出を受けて必要 な事項を公表すること等を行う
- ・国際的な対外窓口の機能を果たすとともに、 外国事業者による個人データ等の適切な取扱 いを担保するために、外国執行当局に対し、職 務の遂行に資すると認める情報を提供する。
- ・パーソナルデータの利活用の促進及び保護等 のための方策に関する重要事項について、内閣 総理大臣に対して意見を述べる。
- 国会に対し所掌事務の処理状況を報告すると ともに、概要を公表する。 ・関係行政機関の長に対し、施行状況の報告を
- 求め、当該報告を取りまとめ、概要を公表する。 ・所掌事務について、法令の実施等のため、委
- 員会規則を制定する。 ・パーソナルデータの利活用の促進と保護に関する広報及び啓発を行う。

第10回DBSC早春セミナー

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- 1 第三者機関の体制整備
- (5) 罰則等

大綱

個人情報保護法第56条

第三十四条第二項又は第三項の規定による命 反した者は、六月以下の懲役又は三十 万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法第57条

第三十二条又は第四十六条の規定による報告 をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円 以下の罰金に処する。

参考:消費者委員会「景品表示法上の不当表示規制の 実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」(2014年6

「不当表示を事前に抑止するための方策として、現行の 措置命令に加え、違反行為者に経済的不利益を賦課し、 違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導 入する必要性は高い。」

罰則については、第三者機関の権限行使の実効 性を担保し、新たに設けられる義務等の履行を遵 守させるため必要かつ適切なものとなるよう、<u>義務</u> の内容や性質に応じて規律を定めることとする。 課機金制度の導入については、その必要性や制 度趣旨等について引き続き検討する。

法律案

法律案

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備 (3)不正な利益を図る目的による個人情報データ ベース提供罪の新設

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事す る者又は従事していた者が、そのま |**的で提供し、又は盗用する行為**を処罰対象

※名簿屋の箇所で説明

第10回DBSC早春セミナー

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 大綱 2 行政機関,独立行政法人,地方公共団体及び事業者間のルールの整合性

個人情報保護法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう

行政機関個人情報保護法第2条2項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

独立行政法人等個人情報保護法第2条2項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することができ、となるものを含む。)をいう。

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの年り方に関し調査・検討を行う。また、今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。



総務省「行政機関等が保有 するパーソナルデータに関 する研究会」(座長、藤原幹 雄中央大学教授) 第1回(2014年7月31日)~ 第12回(2014年12月25日) (未了)

<パーソナルデータの利活用> <パーソナルデータの保護対象>

<第三者機関の権限・機能

自民党政務調査会提言9.

日の大学の関連を発生がある。 「ひ独立行政法人個人情報保護法保 び独立行政法人個人情報保護法保 た官民共通の情報を円滑・ 迅速に利活用し国民の福利 向上につなげる観点から、建 大き踏まえた改正を行い、 委員会が統一的・接断的に 指導・助言等を行う体制を構 装するべく、財別に明記する 上と。また、将来的には法律 も個人情報保護法一本に集 約することを検討するべく、 財別に明記すること、 を制度することを検討するべく、 財別に明記すること、

5/2/20 第10

第10回DBSC早春セミナー

81

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」について

検討の背景

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

「ビッグデータ時代において、個人情報及びブライパシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。」

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の概要 (平成26年6月24日IT総合戦略本部決定)

民間部門に関し、以下の方針

- 本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入 ("個人特定性低減データ")
- 基本的な制度の枠組みと、これを補完する民間の自主的な取組の活用
- ・保護対象となる個人に係る情報の明確化(指紋認識データなど)
- ・「機微情報」(人種、信条、社会的身分など)の取扱い(取得)の原則禁止
- ・ 民間主導による自主規制ルールの枠組みの創設
- 第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保
- ・「特定個人情報保護委員会」を改組
- ・ 分野横断的な監視・監督等の実施(現行は各事業所管大臣(主務大臣)が監視・監督)

行政機関が保有する個人情報に関しては

- 行政機関等が保有するパーソナルデータの<u>特質を踏まえて</u>
- ・ <u>利活用の促進</u>(利活用可能となり得るデータの範囲、類型化、取扱いの在り方)
- 保護対象の明確化
- O 上記を踏まえた<u>第三者機関の権限・機能等</u>(総務大臣と第三者機関の関係)について調査・検討を行うこととされている。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会『中間的な整理』概要より

"個人特定性低減データ"のイメージ

<個人特定性低減データ> (ただし、他の様々な情報との照合により個人の特定が完全には排除されないリスク)

店 日時 商品 数量 ・・・

店 日時 商品 数量 …

<個人データ>

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナ

82

行政機関等(*)が保有するパーソナルデータに関する研究会での検討

※「行政機関等」には、独立行政法人、一部の特殊法人、認可法人等を含む。

大綱で調査・検討することとされた課題の検討のため開催(本年7月からこれまで8回開催)

関係団体等からのヒアリング(8月~9月上旬、3回)

- 公共データ一般の民間活用への期待は高い(パーソナルデータの利活用に関して、具体的なニーズ • 経済団体: は把握していない)
- ・消費者団体、日弁連: 行政機関の保有するパーソナルデータの利活用には慎重、反対
- 医療関係者(利活用のメリットを主張する立場から):

地域の医療連携等効果的な医療推進のため、医療情報の活用が重要

・ 地方自治体関係者(千葉市): 地域での住民検診データの活用等現場での取組を説明 (ただし、今のところ、市役所内での部局等を超えた活用の推進)

行政機関等が保有する個人情報の特質の整理と分類・類型化

- < < 特質> 行政機関等が保有する個人情報は、法令等に基づく所掌事務等遂行のための
- 非自発的、権力的な収集情報(各種の調査、法令違反や犯罪捜査等に関するもの等)・・・・・・①
- 各個人からの義務的な提供情報(許認可や給付に係る申請、届出、定期的報告や課税関係等)・・・② など、任意性が低く、個人にとって秘匿性の高いもの(資産状況、犯歴等)が多い。
- いわば民一民と同等の関係で保有されているもの(医療関係(電子カルテ)など)・・・・・・・③
- その他、各種名簿、施設入館者・利用者リスト等(〇〇人材名簿等)・・・・・・・・・・・・・・・・ などもある。
-) これらは、法令等に基づく所掌事務を遂行するための必要により保有。民間企業の場合と異なり、商業的目的で加工・ 提供する一般的な動機、合理性はない。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会『中間的な整理』概要より 第10回DBSC早春セミナー

「中間的な整理」の概要

主な内容

- 〇 以下の前提の下で"個人特定性低減データ"を導入
- <目的> "公益的目的"のための利活用に限定

(基本的には非商業的利用。ただし、営利活動でも社会一般に利益が及ぶと期待される場合も含めて考える。 (医療データを活用した創薬等を想定))

(上記①②は、医療情報等を除き、基本的には除外(義務的・権力的収集プロセスによるもので、個人にとって秘 匿性の高い情報を含むもの。また、行政執行の基礎となるもので、仮に個人が特定されると、執行の確実性が失 われるおそれ)。ただし、将来的により詳細な類型化により利活用の図られる可能性あり)

③④(民-民と同等性等)のうちから、各行政機関の長が、ニーズ、目的と個人の権利利益の保護を踏まえ判断)

く規律> 再特定禁止等提供先での規律等

(具体的には、1 T本部での民間部門の規律の具体的内容の検討をみつつ、今後検討)

〇 "個人特定性低減データ"の法制的位置付け

行政機関等個人情報保護法(行個法)においては、個人情報の保有目的の明確化(3条)、目的外利用の原則禁止(8条 1項)を規定した上で、一定の場合(統計の作成、学術目的の場合等)、目的外での第三者提供を可能としている。

⇒ 目的外提供の対象を緩和して"個人特定性低減データ"を位置付ける。

※国での議論は地方公共団体に波及していくことを考慮し、地方公共団体に丁寧に情報提供を行う。

年内目途に最終的な報告を行う予定。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会『中間的な整理』概要より

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」その2 について

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について

○行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について、国際的整合性、個人情報の特質等を踏まえた実効ある規律・監督、関連制度との一体的運用等の観点から検討。

〇以下の取りまとめ案(骨子)をベースに、政府において法制的な検討を行うことを求める。

(1)第三者機関の関与

第三者機関は、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための基本方針(個人情報保護法第6条)の策定、推進を図る立場から、総務大臣に対し以下を行うことができる。

・ 法施行状況の報告の求め ・ 各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求め

(2)総務大臣の機能、権限

総務大臣は、現行の施行状況調査、資料提出・説明要求及び意見陳述の求め(行政機関個人情報保護法第49~51条)等の機能、権限に加え、以下の機能、権限を有する。

- ・ 政策全体の推進 ・ 匿名加工情報の作成に関する基準の策定・運用等 ・ 勧告 ・ 実地調査
- (3)専門機関(新設又は改組)の総務大臣に対する機能

<取りまとめ案(骨子)>(別添イメージ案参照)

専門機関は、以下のような意見を総務大臣に述べることができる。また、紛争処理機能を担う。

- ・ 匿名加工情報の提供に関する公益性判断についての意見 ・ 総務大臣が勧告を行うに当たっての意見
- ・ 匿名加工情報の作成に関する基準、提供方法の策定に当たっての意見
- (4) 行政機関の匿名加工情報提供先事業者への権限

各行政機関は、匿名加工情報提供先事業者へ以下の権限、機能を有する。

・報告及び立入検査 ・ 措置命令

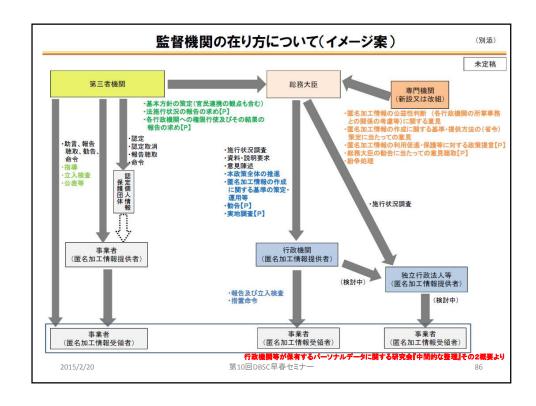
(注) これらの執行・監督体制、権限の在り方については、今後、法制的な根拠や位置付け等を整理する必要

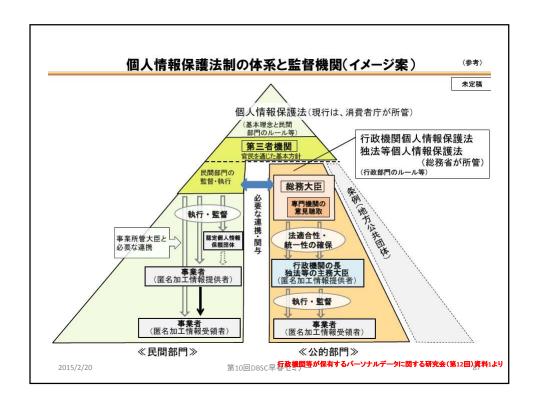
行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会[中間的な整理]その2概要より

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

83







IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 3 開示等の在り方

大綱

個人情報保護法第25条1項本文

(個人情報味読込券ンポーリペタ 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有 個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存 存しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ、)を求め られたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、 られたときは、本人に対し、政令で定める方法に、当該保有個人データを開示しなければならない。

個人情報保護法第26条1項本文

■八川牧林庭の那さのボーダース 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有 個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個 人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂 人アーダの内容の訂止、追加又は同原(以下への家において) 司 正等という。を求められた場合には、その内容の訂正等に関し て他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除 き、利用目的の違成に必要な範囲内において、遅滞な必要な 調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の 訂正等を行わなければならない。

個人情報保護法第27条1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有 個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとい 個人/ ータが第1 / パベルの送に上述及して取り扱いれているのであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去 (以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合 であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を 是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データ の利用停止等を行わなければならない。

「…この義務の違反がある場合は、訴訟を提起して、その履行を求めることができると解される。」(宇賀第4版、125頁)。

東京地料平成19年6月27日判略1978号27頁 「法25条1項が本人に係有個人データの開示請求権を付与した規定である と解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取 扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することは できないというべきである。」

現行法の開示、訂正等及び利用停止等(以下 「開示等」という。)の本人からの求めについて、 裁判上の行使が可能であることを明らかにする よう開示等の請求権に関する規律を定めることとする。その際、開示等の請求が認められるた めの要件については、本人の権利利益の保護と 事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の 規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、 規律を整理する。

第10回DBSC早春セミナー

法律案骨子(案)

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備

(7)開示等請求権の明確化

個人情報保護法第25条1項本文

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求め られたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、 当該保有個人データを開示しなければならない。

■人情報保証の場合を出場へ 個人情報収算事業者は、本人から、当該本人が識別される保有 個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個 人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂 正等という。)を求められて場合には、その内容の訂正等に関し て他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除 を、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な 調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の 訂正等を行わなければならない。

個人情報保護法第27条1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有 個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとい う理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであると いう理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去 (以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合 であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を であって、その求めに知る所で、遅落かく、当該保有個人データ 是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

「…この義務の違反がある場合は、訴訟を提起して、その履行を求めることができると解される。」(宇賀第4版、125頁)。

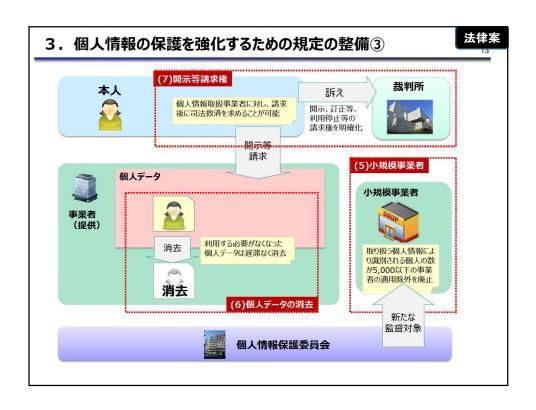
東京地判平成19年6月27日判断1978号27頁 「法25条1項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定である と解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取 扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することは できないというべきである。」

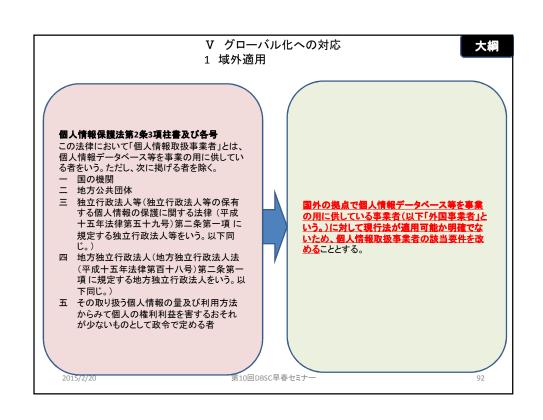
第10回DBSC早春セミナ・

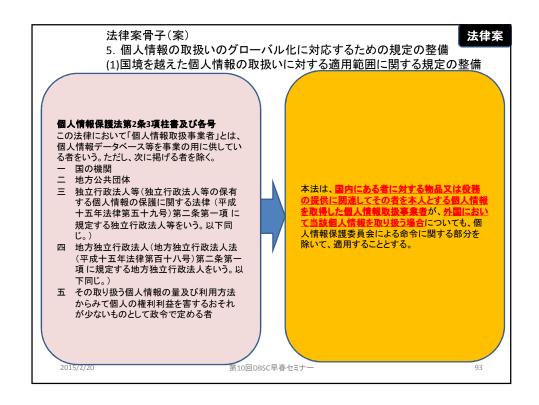
法律案

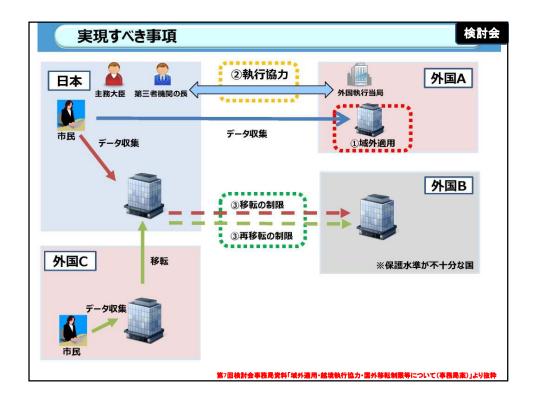
(7)個人情報の本人が、個人情報取扱事業者に 対して開示、訂正等及び利用停止等 行う権利を有することを明確化する。

(イ)開示等の請求に係る訴えを提起する前に、 個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととする。









2. 海外事業者に対する国内法の適用(1)

検討会

(1)基本的考え方

○現状の整理

- ・個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、いわゆる海外事業者には、個人情報保護法の規制は及ばない。
- 一方で、クラウド型サービスの普及等により、いわゆる海外事業者が、日本国内に居住する者を対象としてサービスを提供する事例も増えてきており、ブライバシーを適切に保護するためには、いわゆる海外事業者にも我が国の法が適用されるべきではないかとの指摘がある。

○域外適用に関する考え方

- ①消極的属人主義:国家は、自国民を保護するため、外国で行われた外国人の行為に対して管轄権を行使できる場合があるという考え方。我が国刑法で、この考え方が採用されている。
- ②効果理論:外国における行為が、自国の領域内に影響を与え、行為者がそれを予見することができる場合に、外国における行為に対して自国の管轄権を行使できるという考え方。競争法において一般的に採用されている。また、EUデータ保護指令が、この立場に立っているとの見解もある。
- ③標的基準:自外国事業者が自国内の個人を標的とする何らかの行動を取った場合に、自国の管轄権を行使できるという考え方。EUデータ保護規則案(2012年公表)で、この考え方が採用されている。

○諸外国における域外適用の事例

・米国カリフォルニア州のモバイルアブリ会社WhatsAppがアブリを利用する者の電話帳から、当該アブリを利用していない者の情報も含めて収集していることに関し、オランダ・カナダのデータ保護機関が共同調査した事例(2013年)では、オランダ国内の人的・技術的手段(スマートフォンにインストールされた特定のソフトウェア)を利用していること、オランダ人向けのサービスであること(オランダ語の設定画面の表示及びFAQ)等を根拠にオランダの国内法が適用されるとしている。

第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜粋

2. 海外事業者に対する国内法の適用(2)

検討会

(2) 事務局案

○いわゆる海外事業者に対する国内法の適用についての考え方

- ・比較法の観点から、パーソナルデータを基本的人権として保護する欧州でも、消極的属人主義を採用せず、効果理論又は標的基準を採用していることを踏まえれば、我が国で消極的属人主義を採用することは現実的ではなく、効果理論又は標的基準のいずれかの考え方を採用することが適当と考えられる。
- ・効果理論の場合は「予見性」、標的基準の場合は「標的になったこと」の判断がポイントとなり、「予見性」のほうが「標的になったこと」よりも射程が広くなるものと考えられる。
- ・クラウド型サービスには世界中どこからでもアクセスできるため、例えば、英語でのみサービスを提供しており、事業者自身はアメリカ人向けにサービスを提供していると認識していたとしても、日本人がそのサービスを受けることは可能であり、また、事業者は日本人がサービスを受けていることに気付かない可能性が高い。このような事業者にまで我が国の個人情報保護法が適用されるとした場合、世界中のクラウド型サービスが潜在的に適用対象となり得るため、域外適用先の国家主権との関係からも諸外国からの賛同を得ることは難しいのではないか。
 - ⇒EUデータ保護規則案の考え方も参考に、日本国内に居住する者を対象にサービスを提供する事業者に限定し、法適用の対象とする、すなわち、標的基準の考え方を基本に据えてはどうか。

以上を踏まえ、いわゆる海外事業者であっても、我が国の個人情報保護法が適用され得ることを明確化するため、次のとおり定めてはどうか。

『この法律において「個人情報取扱事業者」とは、以下の者をいう。

- 1. 個人情報データベース等を国内で事業の用に供している者
- 2. 国内に居住する者のために個人情報データベース等を事業の用に供している者』

※(仮称)準個人情報を定義する場合、(仮称)準個人情報取扱事業者についても、同様の該当要件とする。

第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜料

▼ グローバル化への対応2 執行協力

大綱

個人情報の保護に関する基本方針2(5)(2009 年9月1日最終改訂)

OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の③参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協訓の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、消費者庁は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を可能とする。 とする。

また、**国際的な執行協力に関する枠組みへ参画** し、有効に活用することとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

97

法律案骨子(案)

法律案

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備(2)外国執行当局への情報提供に関する規定の整備

個人情報の保護に関する基本方針2(5)(2009 年9月1日最終改訂)

OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の③参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、消費者庁は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

個人情報保護委員会は、本法に相当する外国 の法令を執行する外国執行当局に対し、その職 務の遂行に資すると認める情報の提供を行うこ とができることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

98

3. 第三者機関による国際的な執行協力等(1)

検討会

(1)基本的考え方

○現状の整理

- ・一般に執行管轄権は外国領土内には及ばないため、いわゆる海外事業者に我が国の法が適用されたとしても、その執行に 従うか否かは当該事業者の任意となる。
- ・このため、適切な法執行を担保するためには、外国執行当局との執行協力が必要となる。
- 公務員法上の守秘義務や、行政機関等に関する個人情報保護法令によって執行協力が制限される可能性があるため、 執行協力を実効的に行うには、あらかじめ法的根拠を定めることが重要となる。
 - ⇒ いわゆる海外事業者によって日本国内に居住する者のパーソナルデータが不適切に取り扱われ、個人の権利利益の 侵害が生じた場合又はその可能性がある場合には、当該事業者が拠点を置いてサービスを提供している国の法制度 に基づいて適切な措置が講じられるよう、当該国の当局に対して必要な情報提供をできる必要があるのではないか。
 - ⇒ 国際協力の観点から、他国からの情報提供の要請があった際には、必要な情報提供をできるようにすべきではないか。

○他の法律による規定

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)、「関税法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(以下「特定電子メール法」という。)等において越境執行協力に関する規定が置かれており、これらの規定が参考になるものと考えられる。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

gg

第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜料

3. 第三者機関による国際的な執行協力等(2)

検討会

(2)事務局案

○国際的な枠組みへの参画と活用

執行協力が円滑に行われ、実効的に機能するためには、対外窓口の一元化や情報の一元管理が重要ではないか。また、 国際的な枠組みに参画するとともにその枠組みを活用することで、情報収集、情報発信及び情報提供等をしていくことが必要 ではないか。

このため、OECDにおけるグローバルなブライバシーに係る執行ネットワーク(GPEN)や、我が国も参画するAPEC越境ブライバシー執行協力(CPEA)等の枠組みを活用していくことが必要であると考えられる。

○外国執行当局への情報提供

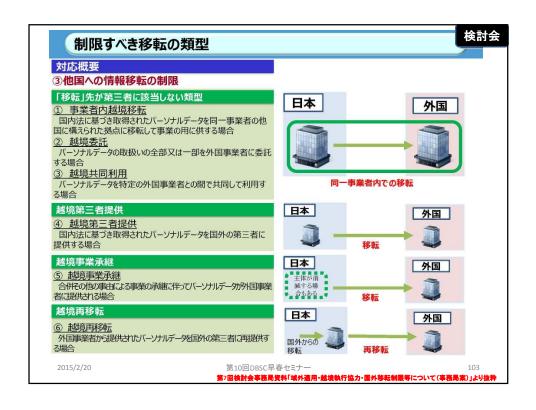
独占禁止法、関税法及び特定電子メール法等を参考に、次の事項を規定することとしてはどうか。

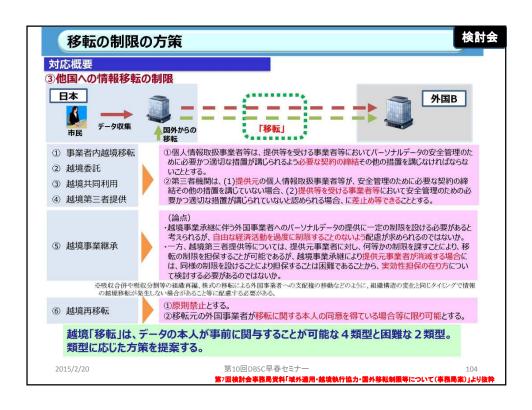
- ①第三者機関は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供できることとする。 ただし、その情報 提供が、個人情報保護法の適正な執行に支障を及ぼす等の場合には、情報提供してはならないこととする。
- ②当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、第三者機関の同意がなければ、海外の刑事 事件の捜査又は審判に使用されないこととする。
- ③第三者機関は、次の場合を除き、外国執行当局からの要請があったときは、提供した情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意することができることとする。
 - ・対象が政治犯罪であるとき。
 - ・日本国内の法令によれば犯罪ではないとき。
 - ・日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

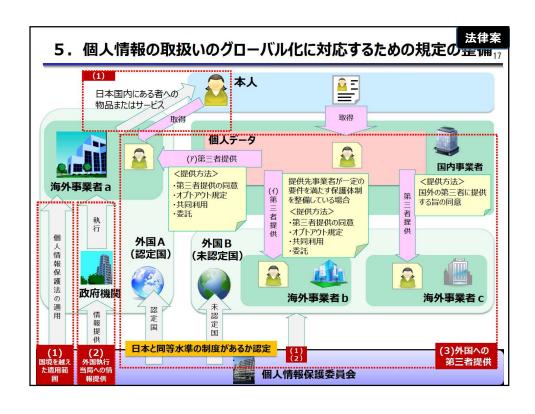
第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜粋

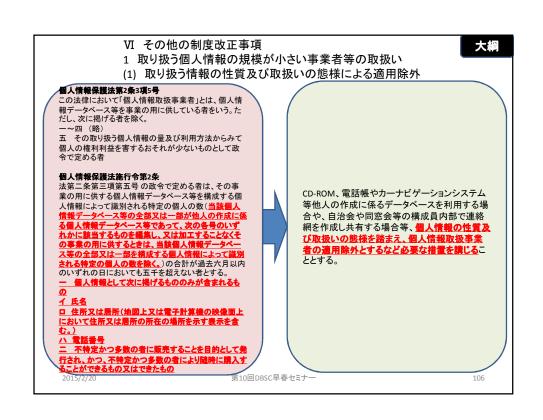
Ⅴ グローバル化への対応 大綱 3 他国との情報移転 個人情報取扱事業者は、外国事業者に個人 データ等(外国事業者から提供された個人データ等を含む。)を提供等しようとする場合、提供等を受ける外国事業者において個人データ等の 安全管理のために技術進歩に対応した必要かつ適切な措置が誰じられるよう契約の締結等の 措置を講じなければならないこととする。なお、 情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効 性を確保するための枠組みについて検討する。 個人情報保護法第23条1項柱書 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除く ほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人 データを第三者に提供してはならない。 また、第三者機関の認定を受けた民間団体が、 国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に 対して、相手当事国が認めるプライバシー保護 水準との適合性を審査して認証する業務を行う 枠組みを創設することとする(前述Ⅲ3再掲)。 第10回DBSC早春セミナー 101

法律案子・(案) 5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備 (3)個人データの外国にある第三者への提供の制限 個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合は、当該提供についての本人同意を得るか、次のいずれかの要件を満たさなければならないこととする。 (7)我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護の制度を有している国として個人情報取扱事業者が農じなければならないとされている措置に担当する措置を継続的に調じるために必要なものとして個人情報保護の最全規則で定める基準に適合する体制を整備していること。 ※現行の各企業の適切な移転手続きが合法であることを明確化。









法律案骨子(案)

法律案

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の奈佩 (3)情報の利用方法からみた規制対象の縮小

個人情報保護法第2条3項5号

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。た だし、次に掲げる者を除く。 -~四(略)

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて 個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政 令で定める者

個人情報保護法施行令第2条 法第二条第三項第五号 の政令で定める者は、その事 業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人 人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

□ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上 において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発 行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入す ることができるもの又はできたもの

第10回DBSC早春セミナー

107

大綱

VI その他の制度改正事項

- 1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い
- (2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮

個人情報保護法第2条3項5号

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。た だし、次に掲げる者を除く。

-~四(略)

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて 個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政 令で定める者

個人情報保護法旅行令第2条

法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事 業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人 情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれ る個人情報ケータペース等であって、次の各号のいすれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データペース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の全計が過去大月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

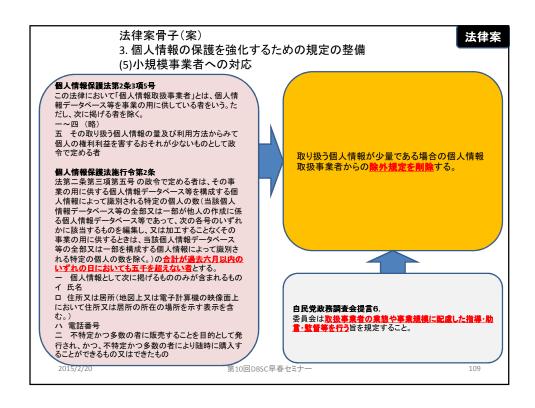
個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

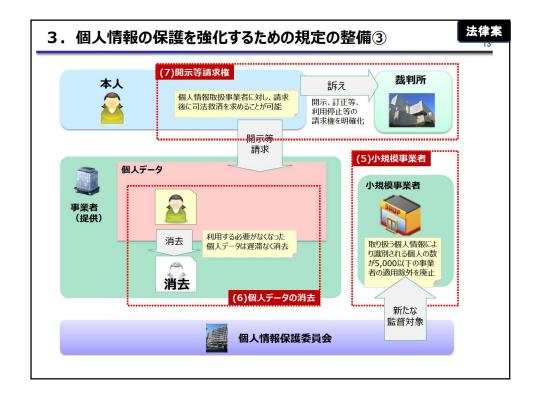
- イ 氏名
- ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上 において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含
- ハ電話番号
- 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発 行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

第10回DBSC早春セミナ・

現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数が5,000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規律を廃止し、個人の権利利益を侵害するおそ れが少ないと認められる一定の要件を満たす者 については、義務違反行為が故意又は重過失 によるものである等の事由がない場合は、勧告 及び命令の対象としないこととすべく、必要な措 置を講じることとする。

利用方法からみて個人の権利利益を害するお それが少ないもの(市販の電話帳等)は、個人





VI その他の制度改正事項 2 学術研究目的の個人情報等の取扱い

個人情報保護法第50条1項各号

個人情報以抜事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれでれ出該各号に規定する目的であるときは、前章

- の規定は、適用しない。 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道 を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団 体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目
- 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。) の用に供する目的 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)
- の用に供する目的

個人情報保護法第35条

■人情報味酸広寿53米 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者 に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっ ては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治 活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報 取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞ れ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に 限る。)に対して個人情報を提供する行為については、 その権限を行使しないものとする。

学術研究の目的において、提供元事業者が第 三者提供により、本人又は第三者の権利利益を 侵害するおそれがあると考え、提供することに躊 躇するという状況が見られないよう、学問の自由 に配慮しつつ、講じるべき措置を検討する。

第10回DBSC早春セミナ・

大綱

Ⅷ 継続的な検討課題

1 新たな紛争処理体制の在り方

大綱

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

個人情報保護法第42条

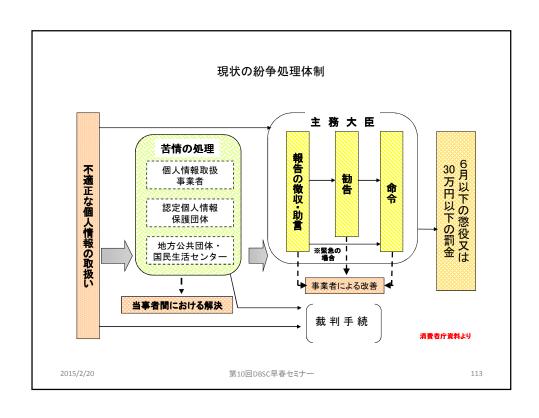
個人情報保護広第42条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個 人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出が あったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を し、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象 事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な 解決を求めなければならない。

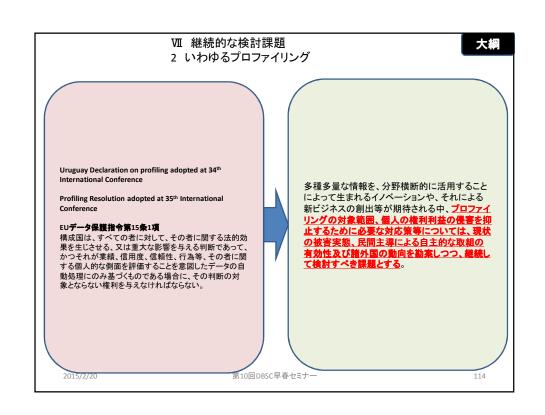
2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情 2 診定個人情報味護団体は、削場の中面に除る古情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の

規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、 これを拒んではならない。

個人情報等の保護に関連した事案に特化した 紛争処理体制の整備について、苦情・相談件数 の推移、勧告・命令権限の発動件数等の現状に 照らし、今後発生する紛争の実態に応じて継続 して検討すべき課題とする。

10回DBSC早春セミナ-





VII 継続的な検討課題 3 プライバシー影響評価(PIA)

大綱

番号法第26条1項

番号法第26条1項 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な 取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有し ようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態 の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個 人情報保護評価」という。 の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講述べき措置を定めた指針(次項及び次 条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

番号法第27条1項柱書

行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行 イ取機関の長等は、特定個人情報プイル(等ら当該付 取機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与 又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特 定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下こ の条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特 定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評 価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情 報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

番号法における特定個人情報保護評価の実施 参与広にのける特定的人自教体験が開始とならずに 状況を踏まえ、事業者に過度な負担とならずに 個人情報の適正な取扱いを確保するための実 効性あるプライバシー影響評価の実施方法等に ついて、継続して検討すべき課題とする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナ・

115

Ⅶ 継続的な検討課題 4 いわゆる名簿屋

大綱

個人情報保護法第23条2項 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される 個人データの第三者への提供を停止することとしている 場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置い ているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- ー 第三者への提供を利用目的とすること。 二 第三者に提供される個人データの項目

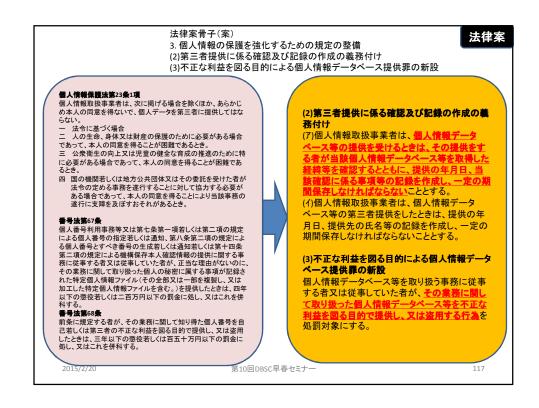
- 三 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人 データの第三者への提供を停止すること。

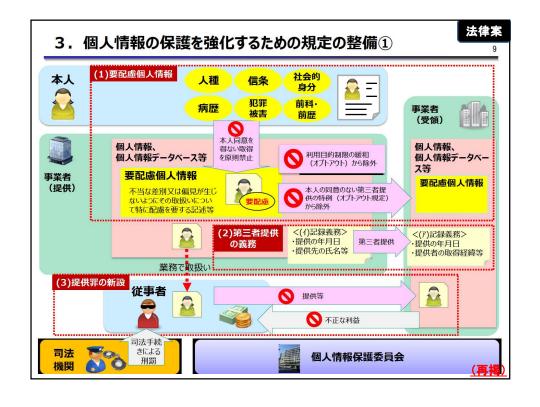
「第三者機関への届出及び公表は、いわゆる名簿屋の 対策を意図したものと思われますが、実効的な対策では ないと思われますので、以下のとおり、作成される名簿 の種類に応じた規制を検討するべきです。」(地婦連意 見書1頁)

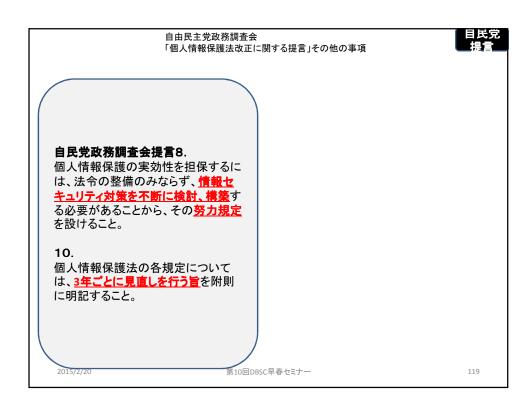
個人情報を販売することを業としている事業者 (いわゆる名簿屋)等により販売された個人情報 が、詐欺等の犯罪行為に利用されていること、 不適切な勧誘等による消費者被害を助長するな どしていること及びプライバシー侵害につながり 得ることが、社会問題として指摘されている。

このような犯罪行為や消費者被害の発生と被害 の拡大を防止するためにとり得る措置等につい て、継続して検討すべき課題とする。

10回DBSC早春セミナ-









消費者基本計画改定

165 個人推發保護については、消費素を責任 同事者作 整膜の結束を設まえた 166 個人推奨保護地については、近についたと 内裏直及 不成式が決凍る国金、		変更前 (平成25年度)			変更後 (平成26年度)			
	166 個人債報保護法については、消費者 における法改正も提野に入れた問題点に				だ一久の利活用に関する制度見直し方針」 (子成25年12月20日高度情報通信ネストワー 2社会推進服務本部決定) 水路まえた制度の	消費者庁 関係省庁等	芸成なびを表面収入。 佐急度はなまなした。 かぶてか。	

パブリックコメント等(インターネット上に公表されているもの)

学術団体

- •一般社団法人 情報処理学会
- ・独立行政法人 産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ
- ・慶應義塾大学国際インターネット政策研究会

消費者団体

•一般社団法人 全国消費者団体連合会 ・全国地域婦人団体連絡協議会(パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(事務局案)に対す

経済団体, 事業者団体

- •一般社団法人 新経済連盟 •在日米国商工会議所
- 一般社団法人 情報サービス産業協会 一般社団法人 電子情報技術産業協会 一般社団法人 全国銀行協会 一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス

専門家団体、マスコミ

- •日本弁護士連合会
- •大阪弁護士会
- ·公益社団法人 日本医師会 ·一般社団法人 日本新聞協会

その他団体

- ・一般社団法人 インターネットユーザー協会 (MIAU)
- ·公益社団法人 消費者関連専門家会議
- •特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

- ·佐藤慶浩氏(日本HP, 技術WG構成員)

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー

2.データ保護に関する海外動向 2.1.欧州(欧州連合及び欧州評議会)

- 欧州連合
 - 欧州委員会, 欧州議会(直接選挙), 欧州理事会(各国政府代表)
 - 規則と指令の違い
- 一般データ保護規則提案の帰趨
 - 2012年1月に公表されたのは欧州委員会提案
 - 2013年10月に採択されたのは欧州議会の委員会(LIBE)
 - 委員会提案からLIBE採択の間に4000箇所程度の修正
 - 2014年3月に欧州議会可決 - 2014年6月 欧州議会選挙
 - - 司法総局担当委員長の交替
 - 2015年中 規則成立?
- 「忘れられる権利」など
 - 「忘れられる権利」はキャッチフレーズ的に用いられていたが、LIBE採択版では名称としては 消滅(内容は残存)
 - 2014年5月 欧州司法裁判所が「忘れられる権利」を認める
 - 2015年2月 Googleの諮問機関は.comドメインへの拡張は不要とする
- 欧州評議会第108条約
 - 加盟までの道のりは長いのか?

2015/2/20 123 第10回DBSC早春セミナー

2.データ保護に関する海外動向 2.2.米国

- 「プライバシー」「データ保護」に関する思想
 - 欧州:プライバシーは人権, データ保護も人権, 民-民でも当然に適用される(基本権保護義務)
 - 米国:プライバシー権は基本的には対政府の権利,民-民は消費者保護の発想
- 第三者機関
 - 欧州:政府から独立した第三者機関が必須
 - 米国:大統領を離れて政府機関を監督する第三者機関は憲法上設置できない(学説)
- スノーデン事件
 - LIBE採択を早めた要因とされている
 - セーフハーバー改定案, プライバシーシール, BCR-CBPRの相互運用性の議論など, 米国も常に動いている
- オバマ大統領のイニシアチブ(2015年1月12日)
 - ①連邦レベルの,統一されたID窃盗防止法
 - ②信用情報への更なるアクセス
 - ③新たな消費者プライバシー権利章典
 - 2015年2月、ベースラインを定めるような(例えば、利用目的規制)法案提出予定
 - ④学生デジタルプライバシー法案(the Student Digital Privacy Act)

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 124

2.データ保護に関する海外動向 2.3.OECD

- 国家的なプライバシー戦略
 - 改正されない「基本方針」
- プライバシーマネジメントプログラム
 - 基本方針上の措置及びプライバシーマークとの関係、APEC-CBPRとの関係
- ・ データセキュリティ侵害通知
 - 現状、基本方針及びガイドライン上の制度で運用
- 説明責任を果たす組織
 - プライバシーマネジメントプログラムに対する監査類似の制度
- 効果的なプライバシー執行
 - 「プライバシー保護法」「プライバシー執行機関」の定義の導入
- 「参照すべき国際規範なのか」という問題提起
 - 欧米の利害調整の産物であるが、インパクト小か

 2015/2/20
 第10回DBSC早春セミナー

 125

3.今後のスケジュール等

- 大綱記載のスケジュール
 - (1)2015年1月以降可能な限り早期に関係法令を国会に提出
 - (2)改正法の成立後, 周知及び準備が必要な部分を除き早期 に施行, 可能な限り早期に第三者機関を設置し, 業務を開始
 - (3)可及的速やかに残りの部分についても施行
- 国会スケジュール
 - 予算関連法案であれば, 2月中旬閣議決定, 2月下旬提出
 - どの委員会で審議されるか?
- ・ 想定されている規範
 - 政令, 省令, 告示, 委員会規則, 自主規制ルール...

 2015/2/20
 第10回DBSC早春セミナー
 126

参考文献(1)

- 個人情報保護法の解説書
 - 園部逸夫編著・藤原静雄・個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説<<改訂版 >>』(ぎょ**う**せい, 2005年)
 - 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第4版]』(有斐閣, 2013年)
 - 岡村久道『個人情報保護法 新訂版』(商事法務, 2009年)
 - 右崎正博他編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社, 2013年)
- 個人情報保護の国際関係についての解説書
 - 堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務, 2010年)
 - 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』(勁草書房, 2014年)
 - 『国際移転における企業の個人データ保護措置調査報告書』(消費者庁, 2010年)
 - 『国際12+Aに031/の止来の個人アーツ保護指直調食報告書』(消費者庁, 2010年) 『諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2011年) 『個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2012年)

 - 『アジア太平洋地域等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・報告書」(消費者庁, 2013年)
 - 『個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査報告書(平成25年度)』(消費者庁, 2014年)

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 127

参考文献(2)

- 番号法の解説書
 - 岡村久道『よくわかる共通番号法入門 社会保障・税番号のしくみ』(商事法務, 2013年)
 - 宇賀克也『番号法の逐条解説』(有斐閣, 2014年)
 - 水町雅子『やさしい番号法入門』(商事法務,2014年)
- パーソナルデータの利活用に関する制度見直し
 - 「【特集】ビッグデータの利活用に向けた法的課題—パーソナルデータ保護法制の展望」ジュリスト2014年3月号(No.1464)
 - 瓜生和久「パーソナルデータに関する検討会の背景・概要と「制度見直し方針」の解説」 NBL2014年1月15日号(No.1017)
 - 瓜生和久「「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の概要」NBL2014年7月15日 号(No.1029)
 - 森亮二・伊東亜紀「対談 パーソナルデータ大綱の読み方」BusinessLawJournal2014年9月号
 - 小林慎太郎『パーソナルデータの教科書』(日経BP, 2014年)
 - 「特集① ビッグデータの利活用と個人情報保護法制」自由と正義2014年12月号(Vol.65)
 - 「特集 パーソナルデータの利活用における技術および各国法制度の動向」情報処理2014 年12月15日号(Vol.55 No.12)
- プライバシー保護技術
 - 「《特集》プライバシーを守ったITサービスの提供技術」情報処理2013年10月15日号(Vol.54
 - J. ヴァイダヤ他著『プライバシー保護データマイニング』(丸善出版, 2012年)

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー